
平成20年 第2回 6月(定例) 中 間 市 議 会 会 議 録(第2日)

平成20年6月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成20年6月10日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君

欠席議員(1名)

19 番 米満 一彦君

欠 員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民部長	中野 諭君	保健福祉部長	伊東 久文君
福祉事務所長	藤井 紀生君	建設産業部長	野上 忠良君
教育部長	牧野 修二君	上下水道局長	村田 猛君

市立病院事務長 … 行徳 幸弘君	消防長 …………… 一田 健二君
経営企画課長 …… 小島 一行君	総務課長 …………… 白尾 啓介君
契約課長 …………… 五十田信行君	環境保全課長 …… 赤木 良一君
人権男女共同参画課長 ……………	渡辺 恭男君
こども育成課長 … 溝口 悟君	介護保険課長 …… 山本 信弘君
健康増進課長 …… 中尾三千雄君	市民協働課長 …… 村上 羊三君
土木管理課長 …… 増田令次郎君	都市整備課長 …… 中嶋伊佐雄君
教育総務課長 …… 中村信一郎君	学校教育課長 …… 深見 卓矢君
財政課長補佐 …… 高橋 洋君	

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君	次長 小田 清人君
書記 岡 和訓君	書記 江上真由美君

平成20年6月10日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
佐々木 晴 一	中間市と北九州市との合併を求める署名の対応について 北九州市を合併対象市町村とする合併協議会設置を求める本請求が、4月8日に出されたことを受け、4月10日に松下市長が、北九州市の北橋市長に対し、合併特例法に基づく意見照会をされましたが、その後の進捗状況と、松下市長はこの件をどうするつもりなのかをお聞かせください。	市 長
	松下市政の今後の展望について 松下市長が、市長に就任して来月の7月で、満3年が経とうとしています。当初の公約や施政方針に対する実績と、今後の指針や展望に対する決意をお聞かせください。	
掛 田 るみ子	妊婦健診費用の完全無料化について 昨年の6月議会で、妊婦無料健診の回数拡充についての私の質問に対し、厚生労働省より原則5回と通知がきているが、負担増になるため2回の現状を維持すると答弁をいただきました。しかし、少子化対策に加え、経済的理由から未受診のまま出産する「飛び込み出産」が問題となるなか、多くの自治体は新年度より助成回数を増やしております。先の県の公表では、助成回数が最少2回の自治体のひとつとして、本市が新聞に掲載され、悔しい思いをしております。子育て支援の一環として、県下初の完全無料化に踏み切り、本市をアピールしては如何でしょうか、市長の所見をお伺いします。	市 長
	青色防犯灯の設置拡充について JR中間駅前の駐輪場に青色防犯灯が設置され、見通しが良くなったと、市民から喜ばれています。青色は人を落ち着かせる効果があり、波長が短いため広範囲を照らすことができることから、青色防犯灯を設置した多くの地域で、犯罪の減少が報告されています。防犯灯の玉切れ交換や新設時に、随時青色に切り替えては如何でしょうか、市長の見解をお伺いします。	
	防犯灯の管理と助成のあり方について 市道以外の防犯灯は、市から助成金ができるものの、原則町内会が設置し電気代も各町内の負担になっています。防犯灯がなく暗い通りがあり、市民より防犯灯の設置要望を受けましたが、町内会の境にあたり電柱がないため、ポールから建てなければならず、ポールを建てるには側溝の切り回しが必要となり、費用がかさむことから、両町内会の負担が重く、未だ手付かずになっています。このよう場所は市内各所にあるのではないのでしょうか。市民の安全を考慮し調査のうえ、助成のあり方を検討すべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。	
草 場 満 彦	学校耐震化の進捗状況について 中国四川省大地震では、学校施設に甚大な倒壊被害がでて、多くの児童生徒が生き埋めになり、学校耐震化の必要性がクローズアップされました。翻って、わが中間市はどうか。災害時、地域の防災拠点としての大切な役割も担う学校の耐震化は待ったなしです。耐震化の進捗状況をお聞かせください。	市 長
	市所有のハイブリッド車の活用状況について ハイブリッド車購入時の購入目的と、購入目的に対しての現在の活用状況をお聞かせください。	

平成20年6月10日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
古 野 嘉 久	市民協働課の業務について ①平成17年度に中間市行政改革大綱を策定し、この大綱に掲げた重点事項を集中的に実施するため、中間市行財政集中改革プランが策定され、行財政改革に取り組み自治体運営を持続していくなかであって、市民が主役である市民協働課を本庁ではなく福祉会館のなかに設置された理由について伺います。 ②市民協働課の協働のまちづくりとは何かについて伺います。 ③市民協働のまちづくりに対応した行政内部のきめ細かい整備が必要不可欠であると思うがどのような施策を講じられているのか伺います。	市 長
青 木 孝 子	後期高齢者医療制度について 今年4月から75歳以上の高齢者を切り離し、過酷な保険料徴収と医療切捨てを押し付ける「後期高齢者医療制度」が始まりました。かつて日本医師会会長が「現在の姥捨て山」と呼んだ世界に例のない医療制度です。いま、この新しい医療制度に「長生きするなということか」「あまりにも弱いものいじめじゃないか」など、住民の怒りが噴出しています。 以下、3点について市長の所見を伺います。 ①新制度の導入によって、すべての75歳以上の人が保険料を負担することになりました。福岡県の保険料は全国一高く、年間101,750円(年金208万円の場合)で、収入のない無年金者からも月1270円を取り立てます。高齢者の所得と生活実態に即した支払い可能な保険料にするために、保険料の軽減策を講ずるべきではありませんか。 ②国保では、70歳以上の高齢者が滞納しても保険証は取り上げなかったが、後期高齢者医療制度では保険料を1年以上滞納すると、保険証を取り上げ、資格証明書を発行します。高齢者の命綱を断つ、保険証の取り上げはやめるべきではありませんか。 ③後期高齢者医療制度の導入で、これまであった「はり・きゅう」への補助が75歳以上はなくなりました。75歳以上の人も国保加入者と同じように助成措置を図るべきではありませんか。 児童虐待対策について 児童虐待は、子どもを保護し、育成すべき保護者による権利侵害であり、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすことから、緊急かつ適正な対応が求められます。いじめや虐待など深刻な相談が急増しており、児童福祉士や児童心理士など専門職員を増員し、相談事業の充実を図るべきではありませんか。 学校校舎の耐震化について 公立学校の耐震化を巡っては、政府も中国・四川大地震をうけ、耐震化工事への国庫補助率を原則2分の1から3分の2に引き上げることを検討しています。学校の耐震化は子どもたちの命と安全にかかわる問題です。学校校舎の耐震化事業の促進を図るべきではありませんか。	市 長
		教育長

平成20年6月10日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
宮 下 寛	入札制度の改善について 公共事業において、中間市は指名競争入札を採用、実施している。この指名競争入札には、全国各地で談合による不正入札が相次ぎ、大きな社会問題となった。国は、各地方自治体に対し入札における改善の通達を出し、市長も昨年6月、私の質問に「検討をすすめている」との答弁をされた。国の改善通達が出され、早一年が経過している。いつまでも「検討している」では済まされないところです。その後の状況について伺います。	市 長
	教育問題について 5月20日すぎ小学校の門前で「なかま部落解放子ども会」発行のビラが配られたということです。問題は子ども達に、このビラの感想文を書くことが宿題として出されたことです。女子高生を暴行し殺害した事件として、裁判で刑が確定し服した事案を公教育の場で、教材として取り上げることがふさわしいかどうか教育長の見解を伺います。	教育長
植 本 種 實	介護保険報酬の不正受給問題について NPO法人が介護保険報酬を総額で約1億3千万円、そのうち中間市からは約1千3百万円を不正受給しました。この事件が発覚したのは平成16年2月で、もう4年以上経ちます。私の質問も4回目です。3回目の質問では、「損害賠償等の請求も視野に入れ、6保険者で対応を協議し検討していく考えです」と松下市長は答弁されています。 事件の解決が長引けば長引くほど行政に対しての不信感が増し、結果的に悪いことのやり得を許すことになると思います。今までの経過と今後の対応をお尋ねします。	市 長
	旧社会福祉センター跡地について 垣生にある旧社会福祉センター跡地は、現在使われていませんが、遠賀橋の架け替え工事や県道犬王古月線の整備が終われば、地元代表者を含んだプロポーザル方式で整備運用していくと説明されています。これら一連の工事完成は間近と聞いております。今後の計画をお尋ねします。	
	地域総合福祉会館ハピネスなかまについて ハピネスなかまの利用者数や、どの地区からどのようにして来ているかなどの利用状況をお尋ねします。また、配食サービスの利用者が大きく減っています。配食サービスは単に弁当を配るというのではなく、安否の確認や自立支援をするという大きな役割があると思います。 延べ人数で17年度は3919人、18年度は1976人、そして19年度は493人の利用があると聞いています。ここだけ見ると現状と逆行しているようですが、見解をお尋ねします。	

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

おはようございます。私は中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず、中間市と北九州市との合併の署名の対応についてお伺いさせていただきます。

北九州市を合併対象市町村とする法定協議会を求める中間市民5,897名の署名を添えて本年4月8日に本請求が松下市長の方に出されました。これを受けまして4月10日に松下市長は合併特例法に基づく意見照会をするためにわざわざ北九州市庁舎に出向いていただき、北橋市長の方に意見照会をしていただきました。この署名を提出しました中間市と北九州市との合併を実現する会の代表を務めております私としまして、改めてこの場をお借りしまして御礼申し上げます。

そこで、この署名に対する北九州市側の対応と、また中間市側の対応、その進捗状況をお伺いさせていただきます。

そして、松下市長の個人的にこの合併問題についてはどのように考えておられるのか、その点をお伺いさせていただきます。

次に、松下市政の今後の展望についてお伺いさせていただきます。平成17年7月3日に実施されました中間市長選挙におきまして見事無投票当選を果たされ、7月22日に就任されました松下市長でございますけれども、いよいよ来月の7月で満3年を迎えます。残すこと任期もあと1年となっておりますけれども、当初の公約や施政方針に対する実績と、また今後の指針や展望についてお伺いさせていただきます。

以上、2点について私からの第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市と北九州市との合併を求める署名の対応についてお答えを申し上げます。

市長の個人的なお考えをというお話でございます。この場におきまして私の個人的な考えというのはちょっと控えさせていただきたいなという思いはございます。当然、このたびの5,897人の方の有効署名の方は十分尊重いたしているところでございます。合併協議会設置の本請求につきましては、4月8日に出されましたことを受けまして、本年4月10日に北九州市長に対しまして合併協議会設置について議会に付議するか否かの意見照会をいたしております。この意見照会の回答につきましては、意見を求められた日から90日以内に回答しなければならないことになっておりまして、回答期限は本年の7月9日まででございます。

今後につきましては合併特例法の規定では、北九州市長が北九州市議会に合併協議会設置につきまして付議するとされた場合には、本市も市議会に付議することになりますが、北九州市長が付議しないと判断した場合には、その時点で手続は終了となります。したがって、北九州市長からの回答を待って法に定められる手続に従い、進めてまいりたいと、そのように思っております。

次に、松下市政の今後の展望についてお答えを申し上げます。

まず、当初の公約や施政方針に対する実績につきましてお答えをいたします。私が掲げました公約として、「民意の反映」、「力強い行政責任」、「安心・安全な子育て」、「充実した中間市の創造」の4項目がございます。

「民意の反映」につきましては、行政主導型から市民協働型へと従来の自治体経営の理念を大きく転換し、市民の皆様方との協働による市政を目指してまいりました。その中で、多くの市民団体やボランティア団体の皆様方との意見交流を深めながら、市民協働課を設置いたしました。また、市長就任以来、毎年市内6校区すべてにおいて市長との地区懇談会を開催し、市民の皆様お一人一人の思いや、希望、提言が市政に少しでも反映される体制づくりに努め、市民の皆様が今何を望んでおられるのかを肌身で感じながら、身近な問題を迅速に解決をいたしてまいりました。また、今、まさに地域の皆様のお力をお借りして、その地域独自の事業内容で運営を行ういきいきサロンの開設も展開しているところであります。お年寄りの方がいつまでも元気で明るく暮らせるまちづくりも着々と進めております。

次に、「力強い行政責任」につきましては、持続可能な自立した行政運営を確立するために、議会の協力を得ながら組織、制度など、さまざまな行財政改革を推進しております。また、市職員は市民の公僕たれとの精神を再認識し、職員の資質向上を図り、行政能力を高めるなど、信頼される力強い行政責任を果たすため、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

次に、「安心・安全な子育て」につきましては、安全で安心して子育てのできる社会環境を整備するため、市長就任時に中間市西学童保育所を設置いたしました。また、子供の安全対策といたしまして中間市において子供を巻き込んだ悲惨な事件が起きてはならない

との強い思いで、近隣市町に先がけ市職員が乗った青色パトロールカーによる市内巡回を開始するとともに、600人を超えるボランティアの協力によります「ふるさとみまわり隊」や「通学安全協力員」の皆様方のご協力により、登下校時の交通安全や防犯などの対策にも力を入れてまいりました。

また、乳幼児がおられる世帯の経済的な負担の軽減を図るため、3歳未満まででありました乳幼児医療費の無料化を小学校就学前まで引き上げており、今後につきましては妊産婦健診の充実も考えているところでございます。また、小・中学校校舎の耐震化につきましても昨年度から実施いたしております。

次に、「充実した中間市の創造」につきましては、現在の厳しい財政運営を克服し、本市の将来の展望を開くために歳出の削減は当然ではありますが、市税増収と雇用拡大を図るため企業誘致を計画し、現在、新たな工業団地造成について関係者の皆様にご理解とご協力をお願いいたしているところでございます。また、若者が定住するまちづくりを積極的に進めるための住宅地の提供などにつきましても、これらの施策と並行して展開しており、高齢社会への対応、都市近郊型農業への支援、商店街の活性化、芸術文化スポーツ振興の支援体制の強化にも取り組んでいるところでございます。

次に、今後の指針や展望に対する決意につきましてお答えをいたします。

私は本市の都市像を「元気な風がふくまちなかま」と位置づけ、そのための施策の基本目標を「快適な暮らしを支える社会基盤の整備」、「生涯にわたる保健・医療・福祉の充実」、「豊かな生活環境の創造」、「新世紀に適応した産業の振興」、「次世代を担う教育の充実」、「市民との協働・交流による開かれたまちづくり」と定めております。この基本目標を実現するために中間市第4次総合計画を市長に就任後直ちに策定をいたしております。また、効率的な行政運営を図るため、第3次行政改革大綱とその実施計画であります行財政集中改革プランを策定をいたしております。成果重視の観点から集中改革プランでは、職員数の削減、職員給与の抑制、市税の収入確保など106項目にわたる取り組みをいたしております。数値目標や実施年度を設定しており、その結果や成果につきましては毎年公表をいたしております。私は、この第4次総合計画と第3次行政改革大綱を本市まちづくりの両輪の輪と位置づけております。

いずれにいたしましても、「市民の元気がまちの元気」と「元気」をキーワードに「安心・安全なまちづくり」、「教育施策の強化」、「経済振興対策」を重点に、子供さんから子育て中のお母さん、また、障害をお持ちの方からお年寄りまでが、一人にしていけない、孤独にしていけない、そのような強い思いの中で潤いのある明るく生き生きとした中間市を目指し、今後とも全力で市政に取り組んでいく決意でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

答弁ありがとうございました。今の答弁の中での公約、聞かせていただきましたけれども、私の手元にも市長が17年の7月に立候補したときの公約の資料を持っておりますけれども、その中でこう書いてあるわけでございます。今、市民が何を望んでいるか、肌身で感じ、身近な問題を足早に解決します。市町村合併問題を初め、大きな問題については市民の皆様、また、議会に対して説明責任を十分に果たし、民意に沿った行政を実行いたします、と書いているわけでございますけれども、先の3月議会において、この合併問題については議会制民主主義における民意というのは議会であるとはっきり述べられました。市長が公約で掲げておりますように今、市民が何を望んでいるか、肌身で感じ、市町村合併問題を初め大きな問題については市民の皆様、また議会に対して説明責任を十分に果たし、民意に沿った行政を実行いたしますと書いているわけでございますけれども、就任後3年をたつ間にこうも初心を忘れて軌道を外れてくるのかなあと私は思っているわけでございますけれども。

そこで、先ほども第3次行政改革大綱のことを述べられておりましたけれども、第3次行政改革大綱のスローガンは今までの行政主導型から市民協働型への自治体経営の思想を転換し、自立、協働、効率という旗印を掲げられました。この協働というのは協力して働くと書きます。それが協働という字でございますけれども、この市民協働型というのはまさしく今まで閉ざされておりました行政や政治に市民が口出しをできる、参加ができるということを意味しているのではないのでしょうか。それに対して、民意は議会であるというのはちょっと納得が得られません。

今回の署名は声なき声じゃないんですよ。大きな声を上げた声なんです。6,000名の声なんです。それに対して市長は民意は議会であると言いましたけれども、この合併問題について、市長が就任された17年の7月から今日に至るまで全員協議会を初め本会議においても、委員会においても、合併問題の協議をしたというのは——話をしたというのは一度も私は記憶にございません。仮に、もし多くの議員が合併に対して反対だとしても、6,000名のこの民意と十数名のこの民意、どちらが民意なんでしょうか。市長、その点、もう一度どちらが——聞いてもいない十数名の議員の声と声なき声と、大きな声を出している5,897名の声、どちらが民意なのか、お答えください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ、現在、議会制民主主義の制度をとっているわけでございます。議員さん、たった一人で議員さんになられたわけではなんでもございませんし、議員の皆さん方の後ろには当然、その議員さんとして当選された、支持される方、何百人という方がおられるわけございまして、その議員さんそれぞれがお持ち——支持されている方、それが代表された方の民意でございまして、たった十何人という、そういう発想というのはおかしいんじ

やないですか。まず、支持されている方が全体で何千人という方がおられるわけでございましてね。あなた、今回五千数百人の方の署名等々でこれが民意ということで、自分が民意というふうなお話でございますけれども、ほかの議員さんだって当然そういうふうな市民の代表として議員さんになっておられるわけでございます。

だから、当然議会制民主主義におきましては、議会の議決というのが民意とそういうふうな流れでございます。議員さんも前回の合併問題のときにも、当然議員さんとしておられたわけでございまして、そういうあたりの議会のそういうふうな意思というのは大きなことにつきまして、大きな重要性、決定性ということをお持ちということは十分あなた自身も身をもって体験されているということとっております。現在、こういうふうな合併の動きをされる中で、私自身が全員協議会にそういうふうな説明をしなかったという話でございますけれども、議員自身がほかの議員さんにそういうふうな働きかけをしたということも私全然聞いておりませんし、今回の動きをされるにつきましても、私どもに事前にそういうふうな話なんて一切ないわけでございまして。そういう中でどうするのか、どう考えるのかというふうな話されても少し責任転嫁されているんじゃないかな、そんなふうな思いがいたします。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

今の答弁を聞く限りにおいては、到底市長が第3次行政改革大綱に言われている市民協働型の体制どころか、一昔前の行政主導型の典型であり、まさしく親方日の丸、官僚的思考そのものであるんじゃないかと思うわけでございます。確かに3月議会で、副市長から言われたように私はKYなのかもしれません。確かにKYなのかもしれません。しかし、松下市長はこういう旧態然、一昔前の行政主導型の思考をしているとしたならば、これは生きた化石とも言えるんじゃないでしょうか。いや、本当のKYはもしかしたら松下市長なのかもしれません。

そしてまた、3月議会においてこの発言を見る限りにおいて公約や第3次行政改革のスローガンと照らし合わせまして、ちょっとずれたかなというところの実感はないですか——そういうところはないでしょうか。その見解をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、協働というのは何かという、そのお話もございました。これは端的に——いろいろございますけれども、端的に申しますと人間らしく生きていくために必要な公共サービス、これは私ども行政の力だけではなく、地域の皆さん方、また、ボランティア等々、民間の方の力を活用しながら確保していこうという、これは端的に言えば協働のまち、協働とい

うことでございます。

現在、私、先ほど申しましたように市長就任以来、各校区、市長との懇談会、これは開いておりますし、そういうあたりで皆さん方が本当にどういうことを考えているのか。これは私一人でもよかったんですけども、部長、課長、連れて行きまして、職員自身も市民の方がどういうふうなことを考えているのか、肌身で感じていただくために職員も連れて、その場に行っております。

そういう中で現在、本当に市民の方が何を望んでおられるのか、お聞きしながら、またいろんなボランティアの方とも意見交換をしながら、この中間市をどんなふうにすればよくなるか、みんなの力を借りながら、またみんなの協力をいただきながら、本当に前向きないいまちづくりができていますと、そんなふうに思っているところでございます。

議員さんもいろんな意見がございましたら、私のところに来ていただきまして、この中間市を少しでもよくしようと、そういうふうな——私をこき下ろすのはかまいませんけれども、何か意見があれば一つでも、この中間市をよくしたいという思いがございましたら、どうぞ私のところに遠慮なく来てご意見を聞かせていただきたいなと、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

答弁を聞く中においても、前回の3月議会の答弁を聞く中におきましても、私は合併に対してやっぱり反対なんだろうなと感触を受けました。新聞各社においても否定的な見解を示したと書いておりますけれども、実際のところ合併問題においては、もう嫌だと思っていらっしゃるのでしょうか。その点、もう一度確かめます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは私、前回も含めて何度も言っております。このような大きなことは市民の気持ち、行政、また、議会が一つにならないと前さえ行くことではございません。それはもう、あなたも十分、前回の合併問題等々で学習なり認識されていることと思っております。前市長さん、大変ご熱心でございましたけれども、それはやはりできなかったわけでございます。いうように3者が一緒の気持ちにならないと前へ行かない大きな問題でございます。

そういうことであなたも議員さん、議会人でございましたら、そういうふうな議会等々の根回しも十分させていただきたいし、しかし、そういう動きは全く私のところにも、前回、先ほど言いましたように入ってきておりませんし、その北九州市民の感情的なものも何も、ましてや北九州市の議会の方もやはり大きな関係あるわけでございます。そういうあたりに対してのアプローチなり、また市民感情というのを全く無視された今回の動き

は、今、そういう時期ですかというお話をしているわけでございまして。何も私が合併を否定しているわけでも何でもないわけでございまして、今、その時期ですか。それとそれに対して、あなたの思いに対して全く動きをされていないじゃないんですかと。

それともう一つ言わせていただければ、今回、五千数百名の署名集めておられますけれども、大変お年寄りの方もおられます。介護保険料だって私ども県下で3、4番目に安い水準を保っているわけでございまして、そういうことも含めて情報開示しながら署名集められたのかどうかというのも私自身は疑問に思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

松下市長が平成17年7月22日に就任されまして、同じく7月27日の臨時議会において所信表明をされました。その所信表明の中においては逼迫した中間市の行財政を人任せにはできない。そういう強い思いから立候補したと。最重要課題としては財政再建だと述べられました。所信表明のごとく就任早々17年11月におきましては第3次行政改革大綱を策定され、翌18年3月においては具体的数値目標を掲げまして行財政集中改革プランを策定され、翌19年4月からは行財政集中改革プラン改定版をさらに策定し、実施されておられることは大変高く評価されます。

行革ですから、3月議会でも議員から質問がありましたように妊婦健診の公費負担においても、厚生労働省が求める5回を2回に制限することもやむを得ないかもしれません。そしてまた、明日を担う青少年ではございますけれども、市の優秀な小学生を対象としたキラキラなかまっ子という制度を19年から廃止し、フレンドリーなかまを定員削減をいまだに続けておられることも行革だから、もうしょうがないかもしれません。保育料も平成19年から大幅に値上げをされ、前の保育料から恐らく50%値上げたんじゃないかなと思っているわけでございますけれども、これも行革ですからしょうがない、やらなきゃいけない内容だと思います。

ところで、松下市長が就任早々職員の退職金を賄うために県市町村退職手当組合に加入されました。なぜならば行革の中でこの退職手当組合に入ることにより7億3,920万円を削減できるからといううたい文句でございましたけれども、実際のところは確かに削減はできて、この6年間の中においては削減できるかもしれませんが、支給される退職金はたしか増えているはずだと思います。退職手当組合に入る前は独自に賄っておりましたので、確かに経費はあったのかしませんが身の丈にあった退職金でございました。前市長であります大島元市長におかれましては1期4年間の務めることにより1,200万円の退職金を得ているわけでございますけれども、松下市長におかれましては来年7月まで任期を全うした場合、退職金は幾らになるんでしょうか、お答えください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

退職金、そういうのは今、私計算したこともございませんし、まだ1年ございますし、今幾らお前の退職金なるかって聞かれても計算書はもらっておりません。

それで、その中で、ちょっと今のお話の中でちょっと気になることがございます。保育料でございますけれども、値上げしたというような話でございますけれども、私どもは今回、保育料につきましては少しアップさせていただきました。しかしながら、アップさせていただきましてけれども、その率というのは——保育料というのは、まだまだ県下一番安い水準を保っているわけでございます。これは私の少子化対策ということも含めまして、アップしてもその県下一安い水準は保てというふうな指示の中で、これは中間市、少子化対策として声を大きくしてもいいぐらいの施策を今、現在打っているわけでございます。保育料というのは現在、県下一安い水準を保っておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

先ほど聞いたように、市長の退職金は来年7月まで任期を全うした場合、幾らになるのか、お答えください。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

お答えいたします。退職手当組合に加入いたしましたことから、市長の退職金もその組合の方から支出されることになります。それで、金額といたしましては、正確な数字ではございませんけれども、これまでの退職金よりも増えることになります。およそ1,700万円ぐらいじゃないかと考えておりますけれども。これまで中間市長の退職金が他市に比べて非常に低かったということもありまして、組合の退職金の基準にあわせて支給されますことから、およそそれぐらいになるものと考えております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

この1,700万円というのを今聞きましたけれども、大島前市長の1,200万円から退職手当組合に入ることによって500万円増えて1,700万円になったというわけでございますけれども。たった4年間で1,700万円の退職金をもらうというのは市民感覚からすればかなり納得を得られない、かけ離れた内容だと思うわけでございますけれども。そういうこともあってでしょうか、北九州市の北橋市長は逼迫した財政再建のために選挙の公約においては、この3,800万円の退職金を要らない、返納すると言われてお

ります。そして、熊本県の蒲島知事におきましても退職金の起算は停止すると公言しております。事実上要らないと言っているわけでございます。

財政再建を最重要課題に上げています松下市長におかれましては、必ずや英断を下してくださると思うわけでございますけれども、松下市長はこの1,700万円の退職金をもらうつもりですか。それとも返納されるおつもりですか。お答えください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ちょっと越権行為かなという思いがします。これは、私どもは一生懸命4年間働く、また、次よしんば選挙に出るにいたしましても、私は別にお金持っているわけでもなんでもございませぬ、資産家でも何でもございませぬ。職員上がりでございまして、退職金は家のローンにみんなもっていかれております。

それと、私ども別にいろんな団体にくみしているわけございませぬので、しっかり応援してくれる方も何もおりませぬ。私にとりましては、その退職金というのは大事なものでございませぬ。政治活動するにつきましても、そういう意味で。皆さん方、ほかの方はいろんな資金提供等々ある中で退職金要らんとということは言えるかもしれませんが、私にとりましては政治活動する上におきましては大切な資金、唯一の資金でございませぬ。そういう意味で退職金は返納するという考えは、今のところ持っておりませぬ。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

この逼迫した中間市の行財政を人任せにはできない。何とかしなきゃいけないということで立候補されたわけでございますけれども、就任されました平成17年度における経常収支比率は99%、翌年の18年度におきましてはなんと経常収支は102.2%までになっているわけでございます。昨年度もまだ発表はございませぬが、恐らく100%前後だろうと思うわけでございます。

財政力指数というのがございませぬけれども、基準財政収入額を基準財政需要額で割った財政力指数は中間市は0.42から43ぐらいのところをうろうろしておるわけでございますけれども、これは県内の市町村の自治体の中でほとんどびりに近い状態です。この財政力指数が弱いということはそれだけ国から支給される地方交付税に左右される自治体ということです。三位一体改革がどこよりも響いた自治体といえるんじゃないでしょうか。ですからこそ、経常収支が100%あたりでうろうろしているんじゃないでしょうか。

その事情をだれよりも知っておられる行政経験の長い松下市長でございませぬけれども、この経常収支比率を大きく左右する義務的経費、この義務的経費で一番ウエートを占めております人件費におきまして、この中間市の市職員及び特別職の三役に対して、いまだに

中間市は地域手当２％を上乗せしていると思います。さらに、職員については住宅手当２，５００円も退職まで続けているはずでございます。国の基準では国家公務員はこの住宅手当、持ち家の方の住宅手当は最初の５年間だけでございます。地域手当に至っては近隣の田川、飯塚、直方、もう既に廃止しております。そこで、この地域手当及び持ち家の方のこの住宅手当、市の職員、年間総額幾らかかっておりますか、お答えください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては担当部長の方から回答させます。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

お答えいたします。２０年度の予算ベースでお答えいたします。地域手当につきましては、全会計で４，７８０万９，０００円でございます。それから、住居手当につきましては、全会計で３，４９３万６，０００円でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

地域手当が４，７９０万円、住宅手当が３，４００万円、非常に高額なお金でございますけれども、元市の職員でありました松下市長だからこそ、こういう地域手当及び住宅手当、そのみならずよく中家議員が議会で追求されておりますヤミ退職金とも言われておりますシニアプランにおいても、どうも市の職員に偏った仲間意識でなあなあ気分で優遇しているのではないかと思っているわけでございますけれども。今後、この地域手当、住宅手当、見直すお考えはございますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

地域手当につきましては、その方向性というのはきっちり出しているわけでございます。完成年度につきましてはもう支給しない、ゼロということは、もうほかの議員さんみんなご承知のことじゃないですか、はっきり言いまして。今ごろそういう質問されるということは、ちょっと私びっくりしたわけでございます。

それと、財政のこと十分ご心配いただいております。議員と一緒にこの中間市の財政立て直しもしたいという思いもございますけれども、今回、夕張市のことを受けまして国の方から実質赤字比率、それと連結実質赤字比率、それと実質公債費比率、将来負担比率、この四つの指標が出されているわけでございます。このパーセンテージに達すればイエ

ローカードですよ、いきなりレッドじゃなくて、これはちょっと早期に健全化やりなさいという、その数値四つ項目出ているわけでございますけれども、この四つの項目につきましても中間市は十分クリアいたしているところでございます。さっき言われた数字、これは一時的にそういうふうなことになる場合もございます。

しかし、全体的なそういうふうな財政状況、先ほど言いましたように赤字比率、これは13%になったらイエローですよ。連結実質赤字比率、これは18%を超したらイエローカードですよ。実質公債費比率、これ25%になったらイエローカードですよ。将来負担比率350%になったらイエローですよという、その数値ははっきり出ておりまして、それに対しまして実質赤字、これはゼロ、ゼロ、それと公債費比率、これは25%に対しましてうちは13%でございます。それはもう二、三年すれば17%ぐらいになる可能性はございますけれども、現在13%、十分クリアしておりますし、将来負担比率につきましても350%、中間市は113%でございます。将来に対しましても、今までどおりの行革を鋭意進めてまいりまして、そういうふうな市民の皆さん方に心配させないような、そういうふうな財政基盤をつくっていききたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

地域手当においては本年度は2%、来年度は1%、その次はなくなるという計画でしょうけれども、いずれゼロになるからということじゃないんです。今、もう、それが時世的におかしいならばすぐやめるべきだと思いますけれども、そこら辺のところはどうなっているんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは北九州市に働く中間市の方が50%以上あれば、北九州市に準じたそういうふうな地域手当、支給可能だったわけでございますが、これが少し足りないばかりに中間市はゼロ地域、そんなふうになったわけでございます。それとまた、福岡県自体はそんなふうなことでその地域手当等々福岡県の方も出しているわけで、県下のそういうふうな動き、それと今までが——これはちゃんと国からの交付税措置等々もあつたことでもございますけれども、そういう流れの中で一般職員のまさに生活のひとつの糧というふうな組み入れ方がなされていたわけでございます。これをほかの——先ほど言いましたように106項目のいろんな職員に対しまして改革協力していただいております中で、これをまたいきなりゼロということであれば、まさに生活費の中に組み込んである部分、それをいきなりゼロというわけにもちょっと私自身きつかなという思いの中で激変緩和という意味も含めまし

て、段階的に実施したということでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木議員、最後ですよ。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

政治家ですので、もう段階的にと言われなくてもぱっとやるのが本当の政治家だと思いますけれども、そのほかにおいてもさらにあと1年間でございますので、行革、財政再建をこれを公約に上げているわけですから、施政方針最重要課題として上げているわけですから、もっと開発とか要らないことにお金を使わないでそういういった経費節減に対して徹底してやっていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに妊婦健診の完全無料化について質問いたします。先の6月5日、2007年の合計特殊出生率が前年を0.02ポイント上回り1.34で2年連続上昇したとの報道が流れました。一瞬喜んだものの、出生数が約3,000人減少、史上最低だった2005年に次いで少なかったと。また、出産適齢期の女性の数が減少しており、合計特殊出生率の大幅な改善がない限り、少子高齢化の流れに歯どめはかかりそうもない実情を見るにつけ、思い切った少子化対策の必要性とともに政治にかかわるものの責任の重さを痛感した次第です。

私も公明党では、少子化対策の一環で子育て世代の経済的な負担軽減策の一つとして、妊婦健診の完全無料化をマニフェストに上げ推進しております。2007年2月7日、衆議院予算委員会で公明党の斉藤政調会長の訴えに対し、柳沢厚生労働大臣のまず5回を基準にして、ぜひ実現していきたいとの答弁から、全国的な妊婦健診の公費負担の拡充の流れができました。ちなみに市町村が5回以上となる県は今年度47都道府県中32と大幅に増加いたしました。また、回数を増やした市町村の数は1,418で全市町村の8割にのぼっております。私も厚生労働省より妊婦健診の公費負担の望ましいあり方についての通知があり財政措置もされていると聞き、昨年6月議会で無料健診回数の拡充について質問いたしましたが、負担増を理由に当面現行のまま2回でとの答弁をいただいております。

さて、昨年8月、奈良県の妊婦が多く、病院で受け入れを断られた末に救急車で死産するという痛ましい事件が起きました。この妊婦が健診を一度も受けておらず、かかりつけ医もいなかったことから、未受診妊婦の存在が浮き彫りになりました。いわゆる飛び込み出産の問題です。日本医科大多摩永山病院が当院での過去10年間の飛び込み出産を分

析したところ、死産及び生後1週間未満の新生児の死亡いわゆる周産期死亡は全国平均の約1.5倍、1,000グラム未満の超低出生体重児も通常の20倍と大変リスクが高く、健診を受けなかった理由の一番に経済的理由が上げられておりました。未受診のまま出産することは母親や胎児を危険にさらす上に、ハイリスクな出産を取り扱うこととなる産婦人科にとっても深刻な問題です。このような社会問題も後押しとなり、福岡県でも多くの市町村が新年度より助成回数を増やしております。しかしながら、本市は私がいただいた答弁どおり現行2回のままでございます。

県の公表により2回そのまま据え置き自治体の一つとして中間市が2度に渡り新聞掲載されましたことは、本市の母子保健事業が優秀で、他市に誇れると思っております私としては大変悔しい思いであります。行財政改革委員会でも、大半の委員から助成回数を増やすべきとの声が上がっておりました。子供は地域の宝、中間の財産との思いで、安全で安心して子育てのできる社会環境の整備を進め、未来を担う子供たちが夢や希望を抱けるまちづくりに取り組むとの松下市長の公約にのっとり、中間市の妊婦さんが安心しておなかの赤ちゃんの命をはぐくみながら、健やかに出産が迎えられるよう子育て支援の一環として妊婦健診の完全無料化に踏み切り、本市をアピールしてはいかがでしょうか、市長の所見をお伺いします。

続きまして、青色防犯灯の設置拡充について質問します。

JR中間駅の駐輪場に青色防犯灯が設置され、蛍光灯の数が増えたのかと勘違いするくらい駐輪場の中の見通しがよくなりました。市民から、今までより駐輪場が遠くからでもよく見える、自転車の盗難が減るのではと、喜びの声が届いております。青色防犯灯については、「イギリス北部のグラスゴーという都市で、景観をよくするため、街路灯をオレンジ色から青色に変えたところ、犯罪の発生件数が年間1万件以上減少したことから世界的に注目され、国内では平成17年に奈良県内で初めて青色防犯灯が設置された」との新聞記事を拝見し、以前より関心を持っておりました。

青色は、心理的に人の副交感神経に作用して、落ちつかせる効果があると言われており、視覚的には波長が短いため、広範囲に道路を照らすことができます。科学的に十分な解明はされておきませんが、設置した多くの地域で、犯罪の減少が報告されています。

さて、一昨年まちづくり自販機を導入していただいたとき、自販機による市民からの寄附金を目に見える形で使用していただきたく、青色防犯灯の設置に利用できないものかと市長に資料をお渡ししておりました。ですから、このたび駐輪場に青色防犯灯が設置されましたことを大変喜んでおります。

本市は、福岡県非行防止プロジェクト事業のモデル地区の一つであり、昨年からの3年で刑法犯少年検挙数の3割減を目標にしております。もうすぐ2年になりますが、市民ボランティアによる「ふるさとみまわり隊」の街頭活動や市職員による青色パトカーによる巡回活動など等により、一定の防犯成果を上げていると伺っております。このような非

行防止プロジェクトの流れをくんで、防犯灯の交換及び新設時に青色に切りかえ、青色防犯灯の拡充を図り、さらなる防犯意識の向上に努めてはいかがでしょうか、市長の所見をお伺いします。

最後に、防犯灯の管理と助成のあり方について質問いたします。

本市では、市道以外の防犯灯は助成金が出るものの、原則町内会が設置し、電気代も町内会が負担するようになっていきます。先日、住宅地でありながら防犯灯がなく、通りが暗いので、安全のため、防犯灯を設置してもらいたいとの要望を受け、現地を確認したところ、町内会の境界に当たる道路でした。両町内会長に防犯灯設置協力の承諾をいただき、早速業者に見積もりを依頼しました。

ところが、電柱がないため、ポールから立てなければならない上、ポールを立てるには側溝の切り回しが必要と予想外の費用負担になることがわかり、いまだ手つかずのまま放置されています。このような場所は市内各所にあるのではないのでしょうか。近年さまざまな理由から町内会未加入世帯の増加が甚だしく、会費の減少で運営が厳しい町内会が増えていると伺っております。

これまでも防犯灯の設置依頼をすることはありましたが、町内会の場合、設置費用と発生する電気代の負担を理由に消極的なところが見受けられ、とりわけ境界に当たる道路はどちらの町内会が費用を負担するのかが問題となり、経済的理由が先で、住民の安心安全が後回しにされていることに疑問を感じました。市民の安心安全を考慮し、調査の上、管理と助成のあり方を再検討するべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

妊婦健診費用の完全無料化についてお答えをいたします。

少子化対策は、本市におきましても重要な施策の一つであると認識をいたしております。

少子化の取り組みの最優先施策といたしまして、乳幼児医療助成制度の対象年齢を、平成18年8月には3歳未満から5歳未満に、本年4月からは5歳未満から「6歳に達する日以後の就学前まで」に引き上げたところでございます。

妊婦健診につきましても、経済的な理由などから、未受診のまま出産する「飛び込み出産」の問題があるため、早期に適切な改善が必要であると認識をいたしておりますし、母体や胎児の健康保持を図る上で公費負担の拡充が必要かつ重要であると考えております。

したがって、現在にあっては公費負担している健診の回数は2回といたしておりますが、本年10月1日からは4回増やしまして、当該健診の回数を6回にしたいと考えているところでございます。

次に、青色防犯灯の設置拡充についてお答えをいたします。

本市におきましては、防犯対策の一環として、管轄警察署と連携をとりながら、本年3月に、都市整備課所管のＪＲ中間駅前駐輪場内の照明施設を青色蛍光灯に交換をいたしました。

設置から2カ月が経過しておりますが、昨年同時期と比較いたしまして、自転車の窃盗が若干減少しているとの報告を受けております。ＪＲ中間駅前駐輪場は、屋根が設置してありまして、屋外の防犯灯には青色蛍光灯の設置は現在行っておりません。

屋外の青色防犯灯を試験的に導入している奈良県と県内の自治体で導入いたしております太宰府市の状況を調査いたしましたところ、「青色防犯灯設置後、地域の防犯意識が向上した、犯罪発生率の高い傾向にある駅周辺等で犯罪が減少した。」ということでございますが、これは防犯活動、警察の協力などあわせて行った結果だということでもございました。

青色蛍光灯は、白色蛍光灯より照度が30%も大幅に低下することから夜間の交通事故の増加、特に、雨天や濃霧時の極端な照度低下による事故が報告されております。このことから、警察署といたしましては、交通事故が起こりやすい場所に設置することは、不向きであるとの見解をいただいております。

青色蛍光灯の導入に当たりまして、街頭犯罪の多発地または発生が予想される地域や場所、防犯意識が高いかなど、理解のある地域や場所に考慮しながら、設置することが大切だと考えております。

今後、どのようにすれば安全安心なまちづくりを推進することができるか、検討したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするところでございます。

次に、防犯灯の管理と助成のあり方につきましてお答え申し上げます。

防犯灯の運用につきまして、交通事故や犯罪の発生を防止するために、路線特性、地域特性に応じて、主要幹線道路には道路照明用の水銀灯562灯、生活幹線道路には街路灯用の蛍光灯1,069灯の整備を行っており、現在1,631灯を整備し、維持管理を行い、道路空間の夜間の明るさを確保する事業といたしまして取り組んでいるところでございます。

このほかの防犯灯につきましては、市内64町内会で設置維持管理をお願いいたしておりますが、その際、中間市防犯灯設置補助金交付規則第4条の規定に基づきまして、灯具にあっては6,000円、ポールにあっては1万円の設置補助金を交付いたしております。

平成19年度における実績を申し上げますと、灯具にあっては43灯、ポールにあっては8基で、金額にいたしますと、33万8,000円の交付を行っております。

防犯灯設置補助金交付制度は、昭和38年から行っており、おおむね整備が進んでいると思われませんが、ご質問ございました側溝等の切り回しが必要な場合におきましては、費用がかさむと思われしますので、担当課におきまして調査を行い、地元の負担を軽減するために、補助金等の交付要件等の見直しを行いたいと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございました。妊婦健診につきましては１０月から４回増やして６回ということで、行革で大変な中、頑張ってくださいったと思っております。

ただ、今回新聞の方に報道がありましたことに対しては、私自身大変残念に思っております。これに対して県から調査等入っておると思いますが、そういったことは、市長はご存じだったのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

県から調査でございますか、新聞に載った中で。

○議員（９番 掛田るみ子君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

それは、私は存じておりませんでした。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

情報化社会の中にあって新聞等に載るというのは、その一部分だけかもしれませんが、物すごくインパクトがあります。せっかく松下市長が少子化対策として乳幼児医療費の助成を就学前まで上げてくださっておりますも、こういったものが載るということは、中間市は少子化対策が遅れているのではないかという印象が免れないんじゃないかというふうに思っております。

そういった意味で、自治体のそういったいろいろ問い合わせがあったときの窓口の一本化等をして、皆さんに情報がきちっと行き渡るような形で、それが流したときに市にとっていいかどうかをちゃんと判断するような必要性があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ご指摘のとおりでございます。これは私どもが当然担当課は少ないというその思いの中で、当初予算の中で多分要求していることと思っております。

しかしながら、行革、財政的なことも含めまして我慢した経過があるんじゃないかと思ってる部分でございます。

そういう意味で、今どういうふうな、うちが遅れている部分も含め、また、頑張っとなる部分も含め、しっかり私のところにそういうふうな情報が入るなり、しかし、私がそういうふうな少子化対策も含め、安心安全なまちづくりも含め、私がそういう思いであるということは、職員自身はみんな理解してはおるわけですが、そういうことで、これはちょっと少ないな、他市に先駆けてちょっと中間市負けとるなという、そういうふうな部分があれば、私どもは情報をちゃんと私のところに流すような、そういうふうなことは本当に必要だなと、そんなふうに思っておりますので、今後はそういうふうなちゃんとした、また、情報が私のところに来るように、また、市職員全体がそういうふうないろんな情報を共有できるような、そういうふうなシステムはつくっていききたいなと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

地方分権の時代になりまして、自治体間のサービスの格差があらわれてきます。そのときにどういう形で自分の自治体をアピールしていったらいいかという、いわゆる自治体の力量が問われる時代となっております。

第4次総合計画の中の市長のあいさつの中で載ってた言葉なんですね、これは。

「自治体の力量が問われる時代となった」って、ここがやっぱり重要だと思います。3月の2日に読売新聞に載った市の健康増進課の文面は、「少子化対策は拡充されても、交付税全体は縮小傾向にあり、やりくりをするのが難しいのは変わらない」、これはどこの自治体も同じ状態であります。少子化対策に対する認識の差が出ているんじゃないかなというふうに思っております。

私も今回この質問をするに当たりまして国の方が財政措置をしてるというものですから、どういう形で交付税の中に入っているのかを財政課の方に食らいついてお聞きしました。個別算定経費の中に2回、包括算定の中に3回分が入っているということでありましたけれども、確かにここでも言われてるとおり、全体的な数値は上がってはおりませんでした。これで市の方にやれやれと言っても、市の方も二の足踏むのは私自身もわかるような気がいたしました。ですから、ここの健康増進課が言った文面は全然間違いじゃないんですね。

ただ、これが報道で流れたときに中間市がどういうイメージになるかということを考えて、市の職員一人一人が市の代表だという思いで対応をしていただけたらというふうに思っております。

これをチャンスに中間市のイメージの払拭で、いまだどこもしていない健診の無料化に踏み切ったらアピールになるのではないかと、本当に厳しいことではありますけれども、その辺もちょっと考えていただけないかということで、もう一回質問いたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市のアピール、中間市の少子化対策に対する強い気持ちというのを全回無料化ということでアピールしたらどうかというお話でございます。これは私も本来したいわけでございますして、困ってある方の分は、それはしたいなしたいな、今まで他市におきまして5回あたりがやっとな、当然ほかの首長さんだって全額、全回無料化したいというその思いあるんですけども、そういうあたりで我慢しておるということでございます。

言いますようにこの分だけ突出して、ほかにも財政的なことで少し遅れているなという部分はまだまだあるわけございまして、それならそこをできるならこっちもしてくれという、ほかの施策とのバランス等々もございまして、まさに今財政的なことにしても、ある一定水準を保とうという強い思いでありますので、その水準を保つためには本当に500万、1,000万のそういうあたりの積み重ね、辛抱ということが大きなウエートを占めているわけでございます。

これは今基金ある分にしても、どんどん使ってもいいというのであれば、また別でございますけども、基金にしても一定水準を将来も含めて保っていききたいなと、そんなふうな思いでおるものですから、私も一生懸命気持ちはあるんでございますけども、辛抱しとるというのが現状でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ここに中間の広報があります。6月の「人のうごき」のところで、人口が4万6,687人で、4月の住民基本台帳からなんですけども、39人減少ということで載っております。出生が38人、死亡が58人、死亡の方が多いということは自然減になってるということですよね。転入が194人、転出が212人ということで社会減にもなっております。こういった形で、急激に中間の人口は減っております。

そこで、これがいつぐらいから人口減になってきたのか、その動向と中間の人口動態を教えてくださいんですが、どなたか答えられる方お願いします。

○議長（井上 太一君）

中野市民部長。

○市民部長（中野 諭君）

人口動態についてお答えいたします。

平成19年の1年間を通してみますと、出生が337名、それから、死亡が488名で、マイナスの151名です。それから、社会動態といたしまして、転入が1,687名、転出が2,068名で381のマイナスで、19年中は動態的には532名の減となっております。それがいつごろからかと申しますと、手元には昭和63年からありますけれども、

63年以降ずっとマイナスが続いておりまして、プラスに転じたのは平成6年と7年のみでございます。ですから、8年以降は連続して人口動態は減少してきているという状況でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

確かに私も資料をいただいた分で、自然減の方が平成3年から自然減になって、6年だけは少し上昇したんですけども、ずっと減少傾向にあって、8年から社会減が始まって、それが8年から同時に急激な人口減少が起きてるというのが中間の現状でございます。

これをどうやって食いとめて、中間の人口を維持するかということなんですけども、社会減の歯どめは市民サービスの向上だと思います。また、自然減には少子化対策の市としての強化だと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは人口減というのは全国的なことでございます。約70%ぐらいの市町村減少してる、70%以上減少しとると思いますけども、これはトータル的な問題だと、そんなふうを考えております。いろんな施策、中間市に住んでよかった、住みたい、そのような思いを持っていただきたいなという思いで行政やっとなるわけでございます。今議員言われたことも一つの要因だと、そのように思っておりますし、そういう部分も含めて、まさに「元気な風がふくまち なかま」をつくっていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

市長の語尾が弱くなっている理由がわかる気がいたします。ここに中間市第4次総合計画の人口推計の分がありまして、中間市は平成27年の目標人口が5万人というふうに書いてあります。平成20年の高齢化率が職員さんの方からいただいた資料によりますと27.6%、この人口推計を見ますと、平成32年には、中間は35.9%、ちょうど12年後なんですけど、それからまた、10年後という、この後の高齢化率の推計とかはないんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

はい、ちょっと済みません。その資料を持っておりません。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

濟いませぬ。今生まれてくる子供が二十歳になったときは、多分団塊の世代の方たちは80代なんですね。議場におられる皆様方もほとんどが65歳以上になっていると思います。私はもうちょい65までにならないんですけども、将来支えてくださる子供たちになるんですね、私たちを。将来支えてくださる子供を宿したお母さん、また、おなかの赤ちゃんに対して敬意と感謝を込めてのプレゼントということで、健診費用の12万円を次世代育成支援金として考えていただけないものかというふうに思っております。市長は行革を進める中で、とてもお答えづらいと思いますので、そのまま続けさせていただきますが、産業も資源もない中間市がどうやって未来を切り開くかといったら人材育成しかないと思っております。

ですから、人を育て、中間は人を大切に、人をこうやって育てていくんだよというメッセージがこれで皆さんに伝わるのではないかと、そういったメッセージ性がある一つの施策ではないかと思っておりますので、中間のイメージの払拭のためには大変いいのではないかというふうに思っております。

時間がなくなりましたので、濟いませぬ。市長は余りよその自治体のことを言われるのは余りお好きじゃないようですけども、これは市長へのエールのつもりで紹介いたしますので、ちょっと聞いてください。

合併しない宣言で有名になった福島県矢祭町の前首長、根本良一という方がいらっしゃいますけど、この矢祭町は7,000人の町なんですね。皆さん多分ご存じだと思いますけど、有名です。行政の効率化で人件費10億円から5億円へ、これは人数を減らすことによって、一般職員の給与は据え置きになっております。管理職だけが少し給与を減らしたということだそうです。住民サービスは、格段に向上しております。フレックス制の導入で窓口時間の延長、また、年中無休なんですね、窓口が。

こういう節約の一方で、第3子以上の誕生に祝い金を贈っております。妊婦健診は13回が公費負担、保育料など子育てに係る費用はなるべく抑えて、首長の町政の柱に置いているのがちょっとうちと似てるんですけども、「元気な子供の声が聞こえる町づくり」というのが町政の柱になっております。企業誘致をいたしまして、町民1人当たりの分配所得は県下上位にあります。この根本さんがおっしゃってるところに、「首長は再選のための施策ではなく、正しいと思ったことをしっかりやるべき」という言葉が載っております。

松下市長は公明党が推薦した市長でございます。しっかり頑張っていただきたいと思っております。自らの手で行政改革を断行し、中間市の将来へ展望を開きたいという松下市長の熱い思いをもう一度思い起こしていただいて、市長が中間市のためにやりたいことは

何かをもう一度胸の中で問いただしていただきながら、次の新年度予算の編成のときに妊婦健診の無料化も視野に入れて検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討させていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

続きまして、青色防犯灯の再質問に移らせていただきます。

青色防犯灯に関しては、済みません、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、一般道には導入しないというふうに言われたんでしょうか、それとも試験的にしてみるという内容だったんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

交通量の多い一般道にはちょっと不向きじゃないか、これは警察の方の所見でございます。交通事故等が増えてるというお話も聞いております。議員言われますように町内会等々の防犯灯を変えるときということもあるんでございますが、これは寿命がちょっと短いようでございまして、地元がそういうふうな青色灯にでもしたいという気持ちがあれば、そういう防犯灯等につきましては要望に応じてもいいかなという思いはあるんでございますが、地域で一生懸命そういうふうな防犯にかかわっていこうという、そういうふうな地域全体としてとらえてやろうということであれば協力はしていこうかなと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

今のご答弁をお聞きしますと、モデル地区みたいなような形で、町内会の方から要請があれば、市として協力するということのお答えでよろしいでしょうか、いいですかね。

次に、防犯灯の管理助成について伺います。

これは本当に町内会の問題もあります。町内会加入者が少ないという問題もありますけれども、今後高齢化してきて、このまま手つかずになって人口が減ってきたときに電気代というのは町内にとってかなり重たいものがあると思います。今町内に１世帯に４００円の助成金等を出しておりますけど、それを電気代のかわりにやってるのか、その辺はよくわからないんですけども、育成費ということでしたけども、それを町内の方に渡さずに管理

を一括して市の方がするという形等は考えられませんか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部長の方から。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

それは町内育成費ということで払っておりまして現状は。それが街灯の電気代として使われているということで認識しております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

滋賀県の大津市が、市長が安心安全の明るいまちをつくりたいということで、市の方に一括して管理しているところがあります。そういった事例等もありますので、今後高齢化が進んできて、そのときになってどうしようかというよりも、今すぐということではありませんけども、何らかの施策をする一つのヒントとして考えていただければと思ひまして、今回質問に上げさせていただいてますので、考えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

町内の防犯灯をちょっと市の方でみんな一括して管理してくれということは、数も多く、ちょっときついなと、そのように思っております。わずかな補助金でございますけども、そういうふうなことで対応させていただいておりますので、町内の防犯灯管理は町内をお願いしたいなと、そういう思いはございます。

それと、これは私の地域のことで申しわけございませんが、防犯灯のそういうふうな維持費につきましては組に入っていない方にもお願いしておりますし、溝掃除等々も組に入っていない方にも声をかけて、これは同じ使ってるわけでございますので、そういうふうなことで、うちの地域はそれは協力せん、それはちょっと別でございますが、そういう呼びかけはさせていただいてるところでございます。ちょっと全市のそういうふうな防犯灯をうちで管理というのは、ちょっときつうございますので、お許しいただきたいなと、これちょっと言わせていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

考え方はわかりました。はい。今回質問するに当たって私なりにどうやったら中間市がアピールできるかということで、青色防犯灯のことも上げさせていただきましたし、妊婦健診のことも上げさせていただきました。本当に今回は、財政的なことも財政課通じて本当に勉強させていただきました、多くの職員の皆様にお世話になりましたことを最後にお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、学校の耐震化の進捗状況について質問いたします。

学校の耐震化を加速させるためにも自治体が行う耐震化事業への国庫補助率が引き上がり、地震防災対策特別措置法改正案が６月６日午後の衆議院本会議で全会一致で可決され、参議院に送付されました。今国会中に成立する予定とも聞いております。成立すれば、今年度、２０年度の予算から適用されるというふうにも聞いております。

今回の法改正は、中国四川大地震で学校が倒壊し、多くの子供たちが生き埋めになり、犠牲になったことを踏まえてのものだと思っております。学校施設は、子供たちにとっては１日の多くを過ごす学習と生活の場でありますとともに、地域住民にとっても、災害時の緊急避難場所としての役割も果たす地域の防災拠点でもあります。この法案では、公立の小中学校の地震補強工事の国庫補助率を現行の２分の１から３分の２とし、あわせて地方財政措置も拡充し、学校耐震化事業に対する地方交付税措置を手厚くすることで、実質的に地方の財政負担は現行の３割強から１３．３％と半額以下に圧縮されます。本市においても、国による財政支援が行われるこのチャンスを生かして積極的に学校耐震化を推進すべきと思いますが、耐震化の進捗状況をお聞かせください。

次に、市所有のハイブリッド車の活用状況について質問いたします。

市所有のハイブリッド車購入時の購入目的と、その購入目的に対しての現在の活用状況をお聞かせください。

ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

最初に、市所有のハイブリッド車の購入目的と活用状況につきましてお答えを申し上げます。

本市におきましては、ハイブリッド車をこれまでに平成14年度に2台、平成15年度に2台、平成17年度に1台の合計5台を購入いたしております。

ハイブリッド車は、モーターとエンジンを併用していることから、低燃費で走行ができ、経済車としての役割を果たすとともに、温室効果ガスである二酸化炭素排出量の低減にも貢献するもので、一般家庭への普及も進んでおります。

いずれも購入目的といたしましては、地球温暖化対策としての一環であり、平成11年4月に施行されました地方公共団体の全事務事業に関する実行計画の策定を義務づけた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきまして、平成14年3月に策定した中間市環境保全実行計画により、まず自分の足元から地球温暖化防止に取り組み、環境の負荷を軽減する目的で購入をいたしております。

現在の活用状況でございますが、2台は公用車の集中管理と緊急時対応といたしまして財政課が所管をいたしております。他の3台は総務課、環境保全課、水道局がおのの所管いたしております。いずれも現場に出向く際の利用や市内パトロール、遠方への出張など、日々の業務に頻繁に利用をいたしております。また、走行距離は、平成19年度におきましては、月平均630キロメートルの稼働状況であり、窒素酸化物、非メタン炭化水素の排出量を規制値から大幅に減らした車種で、都市環境のクリーン化となっております。燃費におきましても5台で、年間約30万円の財政効果を上げております。

次の学校の耐震化につきましては、教育長の方からお答えを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

ご質問にお答えする前に、先月の12日に中国の四川省で大規模な地震が発生し、多くの住民の方々が被災されました。特に、今回は学校校舎の倒壊により、多くの児童生徒の皆さんが死傷されましたことに胸が痛みます。心より哀悼の意を表するものであります。

では、学校の耐震化の進捗状況についてとのご質問にお答えいたします。

国は、耐震補強工事が必要とされる小中学校の校舎、屋内運動場を昭和56年以前の建物としています。これは、昭和56年の建築基準法の改正以前の建築については、耐震基準を満たしていない可能性があるとの判断によるものであります。こういった建物については、耐震診断を実施して、耐震の補強工事の必要性の有無を確認して、「それに基づき耐震補強工事を実施する。」としています。本市のこの耐震補強工事が必要とされる小中学校の校舎と屋内運動場は、中間南中学校と底井野小学校を除く残り八つの小中学校が対象となっています。

このことから、まず実施するに当たっては、耐震化の実施計画を作成しなければなりません。どこの学校から実施していくのかという優先順位を決めるに当たって客観的な根拠を必要とします。

その具体的な手法の一つとして、文部科学省が「学校施設耐震化推進指針」において、「耐震優先度調査」を示しておりましたことから、平成18年度に予算計上し、各小中学校の校舎と屋内運動場の耐震優先度調査を行っています。

この調査の結果に基づき、実施計画を作成するにおいて基本方針として、1、実施については、校舎と屋内運動場を一体として行う。2、優先順位については、耐震優先度調査の結果を優先する。3、実施計画は、初年度を耐震診断、次年度に実施設計、3年目に耐震補強工事とし、3カ年を一くくりとするとしております。

その結果、実施する順序としましては、底井野小学校、次に、中間東中学校、中間北小学校、中間中学校、中間北中学校、中間南小学校、中間小学校、中間東小学校、最後に中間西小学校の順位としています。

最終計画年度を平成28年度とし、概算総事業費を12億円から14億円を予定しています。

この順位に基づき、平成18年度の3月に国の耐震補正が計上されましたことから、底井野小学校の耐震診断を実施しております。結果は、「耐震補強を必要としない。」との判定でした。昨年度は2番順位であります中間東中学校の校舎等について耐震診断を行いました。その結果、「耐震補強が必要」とのことで、本年度実施設計費を計上しております。補強工事については、来年度実施を予定しております。また、本年度9月補正には3番順位であります中間北小学校の校舎と屋内運動場の耐震診断費の予算計上を予定しています。

今後も小中学校の耐震診断とそれに基づく耐震補強工事については、実施計画に基づき実施してまいりたいと考えております。

一方、国において、補助率の引き上げや交付税措置の充実を盛り込んだ「地震防災対策特別措置法の改正案」が今国会で提出される予定との新聞報道もあり、その内容の詳細については明らかになっていませんが、こういった国の動向を見据えながら、内容によっては、耐震診断等の計画の前倒しを含め、市長部局と十分に協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

再度確認なんですが、耐震化の進捗状況としては、校舎10校中2校が耐震診断が完了したという状況であるということで間違いないでしょうか。

○議長（井上 太一君）

牧野教育部長。

○教育部長（牧野 修二君）

先ほど教育長が申されましたように、底井野小学校が耐震をしなくてよろしいと、2番目の東中学校については耐震をしなければならないというような形で、2校が終わって、現在、1校が進行中でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

2007年、去年の4月1日現在で現在の文部科学省調査の発表によりますと、全国の学校施設12万9,559施設の耐震化率は58.6%、耐震診断の実施率は89.4%になっておりました。耐震化率とは耐震診断で耐震性があるという建物、そしてその診断で耐震性がないといわれたものに対して、耐震性の補修を行った建物、これが今、全体の58.6%実施されてあるという現状であります。中間市にも例外でなく全国のどこにあっても大きな地震に見舞われる可能性があります。地震大国日本にとって耐震化の推進は市民の生命にもかかわる最重要課題だと考えております。

先ほど本市の実情をお聞きするに、とても十分な学校耐震化の状況でないように思います。耐震化自体は教育委員会がするものでもなく、あくまでも市全体が取り組むべきだと私は思っております。市長はこの状況を仕方のないこととお考えになっていらっしゃるのか。それとも、今最大限の努力をし、取り組むべきときとお考えなのか、所見をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

少し説明いたします。うちの方に10校、学校あるわけでございます。1校は法的にクリアいたしております。それと、底井野小学校は耐震診断の結果、耐震化を保持しておるということで、現在10校のうち2校がクリアしているところでございます。あと1校につきましては今年度、その実施計画等々をつくりながらやっているとところでございます。

教育関係につきまして本当に補助の種類も少ないし、補助率も大変悪うございまして、もともと耐震化につきましても2分の1の補助率でございます。そういう中で県、国はどんどんやれという、話をしてくるわけでございますけれども、地方自治体の財政状況わかっている中でどういうことかという思いで一時文句を言ったこともあるんでございますが、今回、ようやく四川省の地震を受けまして補助率を上げるというふうな話でございます。これは本来ならもう少し早めにそういうふうな補助率を上げていただければ、うちの方もまだまだ足は早くなって子供さん——また、避難場所にもなっておりますので、市民の安全確保のためには十分対応できたと思っておりますが、先ほど申しましたように、10校のうち2校、そして現在、今やっているということで、私どもといたしましては本当にそ

ういう安全面につきましては足が遅いなど、そういう認識は十分いたしております。

そういう中で今回補助率も上がるということでございます。しかしながら、その内容というのはちょっと今のところはっきり入ってきておりません。それが国のいうふうに自治体の負担があれだけ少なくなれば、当然私どもも足を早めていかないかんなど、前倒しをしていかないかんなど、そんなふうには強い思いではおります。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

本市は１０校中２校ということで２０％なんです、耐震診断が。全国平均は８９．２％、ほぼ９割。こういう状況下にあって、全国と比較することでそれがなんなのということかもしませんが、もっともっと取り組むべき課題ではないかというふうに思っております。

北側前国土交通大臣がおっしゃっていました。耐震化は待ったなしである。そして、耐震化は時間との競争だという言葉、今、痛感しております。確かに厳しい財政事情とは思いますが、松下市長の大英断でできるだけ前倒しをしながら学校耐震化、特に耐震診断を推進していただくようお願いをいたします。そのことが市長がおっしゃっている安全で安心して暮らせるまち中間にもつながるのではないかというふうに考えております。

次に、ハイブリッド車の件でございますが、先ほどの答弁の中でちょっと再確認したい件があります。１９年度の走行距離ということで６３０キロ、これはこの５台トータルでということですか。１台平均ということでしょうか。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

１台平均での走行距離であります。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

私も３年前にハイブリッド車を購入しまして、今も使用しております。購入時は決して安い買い物ではありませんでしたが、以前の車と比べてもガソリン代、当初は３分の１、今は原油高、高騰しておりますので４分の１に減っております。地球環境を考えるエコの面からもよい取り組みだと思っておりますし、先ほど答弁がありました地球温暖化対策という部分でも有効的だと、私自身も思っております。

ただ、私が今回これを取り上げた経緯は私ども議員、駐車場を利用させていただいております。別館の地下にハイブリッド車が並んでおります。私の駐車場を利用する頻度が少ないのかもしれませんが、よく駐車してあります。悪い、意地悪な言い方をすれば、別館の地下駐車場はハイブリッド車の展示場みたいな感じで、そういう印象を私は受けた

ので今回、こういう質問をさせていただきました。

ただ、よい取り組み、よい目的といっても実行がなければ意味がないし、よくマータイ博士の言葉でもったいないと、こういう言葉がありますけれども、その一語に尽きるんじゃないかなというふうに思っております。ましてや購入には税金が使われております。もっと意味のある使い方をしていただきたく思いますし、それができないのであれば売却し、売却益をほかの目的に使用すべきだと思っております。例えば、先ほど質問した耐震診断費の一部として活用するのはどうかというふうにも思っております。できましたら、月間の走行距離630キロを提示していただきましたけれども、各車の購入時期と今の総走行距離を後で教えていただきたいと思います。

公用車の運用と活用の見直しを要望しまして質問を終了いたします。ありがとうございました。

.....
○議長（井上 太一君）

次に、古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久でございます。通告に従って一般質問をいたします。

市民協働課の業務についてであります。承知のように平成13年4月に開館いたしました地域総合福祉会館は、中間市民の皆さん方が住み慣れた中間市で健康で福祉を向上し、総合的な福祉サービスを提供するために開設されたもので、開館当時から社会福祉法人中間市社会福祉協議会の事務局が設置され、福祉業務等々を行っていますが、これは行政組織とは別の組織として独自の事業を行っているわけですが、その会館で現在、市政の主役であります市民協働課が設置されておりますが、その業務で協働のまちづくりについて円滑なる行政運営を行うことが市民の協働に不可欠であり、この市民の協働があって協働の地域づくり、まちづくりができるかと思えます。

そこで1点目の質問でございますが、平成17年度に中間市行財政改革大綱を策定し、この大綱に挙げた中で重点事項を集中的に実施するため中間市行政改革プランが策定され、行政改革に取り組み自治体運営を維持していく中であって、先に述べたように市民が主役である市民協働課を本庁でなく福祉会館の中に設置されました理由についてお伺いいたします。

2点目に協働のまちづくりとは何か、具体的なご説明をお願いしたいと思えます。

3点目に協働のまちづくりに対応した行政内部のきめ細かい整備が必要不可欠であると思いますが、どのような施策を講じられているのか、お伺いし、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市民協働課の業務についてお答えをいたします。

まず、地域総合福祉会館の中の市民協働課を設置した理由につきましては、議員もご承知のとおり本市におきましては平成１７年度に中間市行政改革大綱を策定し、それに掲げた重点事項を集中的に実施するために中間市行財政集中改革プランを作成し、現在まで取り組んでいるところでございますが、この行政改革大綱にうたっておりますように、従来どおりの行財政運営では持続可能な自立した自治体運営はできないという危機意識を持って、行政管理型から行政経営型へ、行政主導型から市民協働型へと自治体経営の理念の転換を図ってまいりました。

このことによりまして住民自治を実効性のあるものとするために市民の行政への参画を促進するシステムを構築し、市民と行政とが一体となったまちづくりを展開する必要があります。その観点から市民と行政の語らいの場である地域総合福祉会館内のボランティアセンターにおいて、市政の主役である市民に対し積極的な情報提供を行うとともに、市民の行政への参画を促進し、官と民の役割分担のもと、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティー活動やＮＰＯ法人、ボランティア活動等自主的な市民活動の促進と支援を業務といたしまして、さらに平成１９年度からは町内会に関する業務などを行っております。

以上、地域総合福祉会館内に市民協働課を設置いたしました経緯、理由でございますが、平成２１年４月１日の機構改革に向けまして市民協働のまちづくりなどの業務遂行が効果的に、効率的にできるように、また市民の皆さんの申請手続などがスムーズに行えるように市民協働課の職務の再編成などを含めまして、現在、研究、検討いたしているところでございます。

続きまして、協働のまちづくりについてお答えをいたします。

まず、今日の地方自治体は社会経済情勢の急激な変化による行政需要の多様化、高度化、深刻な財政状況、そして地方分権の進展など、これまでにない大きな時代の転換を迎えております。

本市におきましても、これに加え少子高齢化、若者の就業環境の整備、子育てがしやすい環境の整備、青少年の健全育成、保健、医療、福祉、介護等の環境の充実、行財政改革の推進など、さまざまな課題を抱え、地方分権が進む今後におきましては、従来のような国、県に依存した市のあり方、仕組みでは対応できない状況となり、行政のみによるサービス提供は、質的にも、量的にも困難な状況となっております。

また、分権に対する考え方につきましても、国、県、市といった垂直分権ではなく、地域の分権の担い手として地方自治体のみならず、その地域の市民が協働する水平分権の考え方が必要となっております。これまでも市民の皆さんは自らの意見と責任において諸活動を実施し、福祉、健康、環境、教育、防犯、防災など、地域や社会の課題に取り組み、

その解決に向けた活動が広がりを見せております。それらの活動は、対象分野が多様であるばかりではなく、活動の形態もさまざまで個人が取り組む活動から町内会等の地縁によるコミュニティーやテーマ型の市民活動団体などのように、組織的に取り組む活動があります。

このような中、これからの地域社会におきましては多様な主体が公共の担い手といたしまして、積極的に参加し、行動と責任を自覚しながら、力をあわせてまちづくりに取り組むことが重要となってきました。これらのことから本市の協働のまちづくりが始まったと言えます。

それでは、協働とは何かであります。環境や考えが異なるものがそれぞれの特性を生かし、共通の目的のためにそれぞれの資源や能力等を持ち寄り、対等な立場で連携、協力していくことを言いますが、特に市民協働とは市民と行政とがよきパートナーとして、それぞれの力を生かしながらまちづくりという共通の目的を持って役割分担を明確にし、地域の課題を解決することを言います。

これから本市におきましても、地域コミュニティーを形成していく上で地域区割は、人々の連帯意識や共同意識とともに地域の特色やその地区の人口規模も念頭に置き、それぞれの地域にふさわしい範囲はどのようなものなのか、また、地域力の向上を図るため、地域コミュニティーセンターなどの地域住民の活動拠点をどこに置くのかなど、さらに協働のまちづくりを推進するため、今からいろいろと関係者の皆さんと議論を重ねなければならないと、そのように考えております。

続きまして、協働のまちづくりに対応した行政内部のきめ細かい整備につきましてお答えをいたします。

協働のまちづくりを推進していく主体は、市民と行政であり、それぞれが役割を果たしていく必要がありますが、さらに協働の意義を理解し、課題を明確にとらえて活動できる人材が必要となってきました。そのため次のように意識の変革を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その一つ目といたしましては、地域のまちづくりは地域住民自らの意思によって行われるものであるという意識を持ち、自ら関わっていくことが大切であるという自覚を持ち、市民一人一人が自分たちの住む地域をどのようなまちにしていきたいかを考え、地域社会の一員として地域づくりに関わり、自らの手で地域をつくっていくという意識の高揚を図ってまいりたいとそのように思っております。

二つ目といたしましては、公共サービスの提供や地域課題の解決には、市民とともに取り組まなければならないことを職員の一人一人が十分に理解しておく必要があります。地域課題を的確にとらえ、協働による解決方法を念頭に置きながら効果的な事業遂行を図っていくという意識の変革を押し進めてまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくりの環境整備についてでございますが、一つ目は情報の共有につ

いてでございます。市民と行政が双方の情報を共有し、多くの市民が参加したくなるように協働意識を高めていくことが必要で、地域や市民活動に取り組むことができるように活動に参加できるきっかけづくりの場面を提供していくとともに、市民活動団体のネットワーク化のために情報発信体制を進めてまいりたいと考えております。

二つ目は財政支援についてでございますが、地域には既に活発なコミュニティー活動の実績がありますが、住民による地域経営の観点から住民の主体性を引き出し、より一層の自立を促すための地域分権化を推進する環境を整備する必要がある、これまで地域の各種団体へ拠出してまいりました補助金につきましては、関係者の皆様と十分協議をし、より実効性の高い制度の導入など、将来的に地域コミュニティーへの権限委譲や市民協働が自発的、持続的に取り組める環境整備などに重点を置いた財政支援のあり方を追求していきたいと考えております。

三つ目は推進体制についてであります。現行組織の見直しを含め、全庁的な推進体制の整備を進めてまいりたいと考えております。まずは、地域力向上を図るために市内に設置されている公共施設、例えば地域総合福祉会館ハピネスなかまや中央公民館などに地域住民の活動拠点と位置づけた地域コミュニティーセンターの設置を目指したいとそうように考えております。

本市における協働についての議論は今始まったばかりで、先に述べました環境の整備等も含めまして、これからも関係者の皆さんと協議、論議を深めながら、真の市民のための協働のまちづくりを目指すとともに、その基本政策理念であります「元気な風がふくまちなかま」の実現に向けまして誠心誠意、私の全力を注ぐ所存でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

市民協働課の仕事は多種多様で本当に多い業務の内容でございます。市民協働課の地域安全係の中に日本赤十字社に関することや社会援護に関する等々の業務がありますが、本来福祉に関連する業務と思われますが、これについて業務内容について可能かどうか。あるいは業務内容を分離するべきかなあというふうに感じられますが、これについてのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、ちょっと私自身も無理な業務持っているなど、そのような感じも少しございます。そういう中で完成年度に向けまして、これはいろいろと総務課等とも相談しながら変えていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

１点目、ありがとうございます。平成２０年度の今年の３月ですが、これまでの課長がここで退職され、４月に人事異動で課長補佐が新たに配置されておりますが、１９年度と２０年度の人員配置は何係、何人体制で行くおつもりでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては担当部長の方から回答いたします。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

お答えいたします。１９年度につきましては市民協働係が３名、地域安全係が４名でございます。２０年度につきましては市民協働係が３名、地域安全係５名、１名増えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

１９年度と比較して再任用職員が１人増えていると思いますが、業務内容から見てその体制で市長が先ほど述べられた業務内容ができ、協働のまちづくりができるかというふうになちょっと懸念を持ちますが、これについてどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

昨年より再任用職員１人増やしております。まさに前回まで課長をはった人間でございます。それまでの実績、ノウハウを、また、十分生かしていただきながら、少し人数的にも少ないかもしれませんが、業務内容等々見直すことも考えておりますし、今の体制でひとつ頑張りたいなど、経験者を張りつけておりますのでそれで対応させていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

ありがとうございました。

この市民協働課の業務の中で本庁と東部出張所内でとれますいろんな書類があると思います。例えば戸籍や住民票を含んで多くの証明書が業務内容によっては必要な書類が要るかと思いますが、果たしてこれは申請手続等々において措置のできる、できない書類があるかと思いますが、現場から本庁に行き、東部出張所にまた2回も3回も足を運ぶというようなことがあるかと思いますが、どのような書類で何件ぐらい書類の必要な業務を行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

済みません。詳細につきましては担当部長の方から回答させます。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

お答えいたします。軍人恩給とか、戦傷病者及び戦没者の遺族等に関するものでございまして、住民票とか戸籍謄本が必要であります。その中で18年度67件、19年度120件でございます。

それから、戦傷病者に対する特別給付の必要書類は戸籍謄本とか世帯全員の住民票とか必要でございますけれども、この件につきましては現在受け付けをしております、件数はまだわかりません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

ありがとうございます。先に述べたように市民協働課は市民の主役業務が非常に多いでございますし、市民の方々に十分な理解を求め、市民協働、そして地域のまちづくりに日々頑張っており、ぜひ、いい組織の中で皆さんにサービス業務ができるようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに後期高齢者医療制度について質問いたします。

「長生きをするなということですか」、「余りにも弱いものいじめじゃないか」、福田自公政権が4月実施を強行しました後期高齢者医療制度に対する怒りが日本中に広がっております。75歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引き、払えなければ保険証を取り上げるのです。保険料は2年ごとに改定され、高齢者の人口が増えれば自動的に上がる仕組みで、団塊の世代が75歳になったところには今の倍以上になります。その上、75歳以上の健康診断は努力義務とされ、複数の医療機関に行かないように主治医を1人にさせ、保険から出る医療費を制限しようとしています。また、75歳以上の患者を退院させた病院や末期の患者と家族に在宅死を選ばせた病院には、診療報酬を増やし、病院からの追い出しを奨励するものになっています。このように、検診から外来、入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられる。こんなひどい制度はありません。どうして75歳以上だけ国保や健保から追い出し、別枠の制度に囲い込む必要があるのですかという質問に、政府は、「複数の病気にかかり、治療が長期化する」、「認知症の人が多い」、「いずれ避けることのできない死を迎える」という後期高齢者の心身の特性を上げ、それにふさわしい医療にすると説明しました。やがて死ぬのだからお金をかけるのはもったいないというのです。

医療という命にかかわる問題を金勘定で考えることは間違っている。国民の命と財産を守るという国のあり方が問われる問題だ、などと全国老人クラブ連合会からも制度の抜本的見直しや廃止の声が上がっています。

私は市内の病院や介護施設を訪問し、後期高齢者医療制度についてお伺いしましたが、「75歳で線引きするのはおかしい」、「戦後の復興と高度成長を支えた方々に冷たい仕打ちだ」、「医療費の削減を目的にした制度だ」、とこのように言っています。

市長は中間市の福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員として制度の施行を進めて来られましたので、私がこれまでも述べてきたことや、制度の欠陥も十分おわかりと思います。

そこで、9月議会に引き続き3点について、市長の所見をお伺いいたします。

一つ目は、新制度の導入によって扶養家族だった人も含め、すべての75歳以上の方が保険料を負担することになりました。厚生労働省が平均的な厚生年金額としている年金収入208万円の単身者で見ると全国平均の年間保険料は8万4,288円です。福岡県の保険料は年間10万1,750円で全国一高く、収入のない無年金者からも月1,270円を取り立てます。高齢者の所得と生活実態に見合った支払い可能な保険料にするために保

険料の軽減策を講ずるべきではありませんか。

二つ目は、国保では70歳以上の高齢者が滞納しても難病患者や被爆者と同じく保険証は取り上げてはならないということになっていましたが、後期高齢者医療制度では保険料を1年以上滞納すると保険証を取り上げ、資格証明書や短期保険証を発行します。高齢者の命綱を絶つ保険証の取り上げはやめるべきではありませんか。

三つ目に、後期高齢者医療制度の導入で、これまであった「はり・きゅう」への補助が75歳以上はなくなりました。75歳以上の人も国保加入者と同じように助成措置を図るべきではありませんか。

次に、児童虐待対策について質問します。

家庭における子供の虐待は昔から世界のどこでも行われていたに違いありません。しかし、日本ではその事実を社会が認め始めたのは10年くらい前からです。その後、児童虐待の存在の認知が進むにつれ、病院や保健所、保育園、小学校などで虐待されている児童が発見されることが多くなり、マスコミも毎日のように報道しています。児童虐待相談対応件数は、平成11年度で1万1,631件が平成17年度は3万4,472件と3倍に増加しています。また、虐待による児童の死亡事例は判明しているだけで2006年に100例、126人に及んでいます。このうち児童相談所が関与した事例は2割、うち4割が認識していたということです。

児童虐待は子供の心身の発達に重大な影響を及ぼすことから、緊急かつ適正な対応が求められます。いじめや虐待、不登校などで深刻な相談も急増しており、児童福祉士や児童心理士など、専門職員を増員し、相談事業の充実を図るべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

最後に、学校校舎の耐震化について質問いたします。

5月に発生した中国・四川大地震では、多くの子供たちが犠牲になりました。日本でも決して人ごとではありません。2005年の西方沖地震でも市内の学校校舎に被害が出ました。中国・四川大地震を受け、学校施設の耐震化を促進する法案が国会に緊急提出され、今国会で成立する見通しです。

法案は市町村が行う耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に、改築への補助率を現行の3分の1から2分の1に引き上げる。また、市町村に耐震診断実施と結果公表を義務づけることなどです。学校耐震化には多額の費用がかかり、財政の厳しい自治体が二の足を踏む状況が続いています。国庫補助率の引き上げは、こうした事態の改善につながるものです。

学校の耐震化は子供たちの命と安全にかかわる問題です。学校校舎の耐震化事業の促進を図るべきではありませんか。教育長の所見をお伺いいたしまして1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

後期高齢者医療制度につきましてお答えをいたします。

本年４月から施行されました後期高齢者医療制度は、発足当時から大きな問題を抱えております。被保険者証の未着の問題、亡くなられた方への特別徴収通知書の送付問題、さらには低額年金受給者の特別徴収問題等がございます。

本市におきましても、市民の方々から多くの苦情、不満が寄せられており、その対応に苦慮いたしているところでございます。

まず、保険料の軽減策についてでございますが、中間市国民健康保険から後期高齢者医療制度に移られた方のうち、低所得者の方の保険料は後期高齢者医療保険料の均等割額の設定が中間市国民健康保険の応益割額と比較して４，０００円ほど高く設定されており、保険料の軽減が適用されても年間１，０００円ほど高くなっているのが現状でございます。

全国的なこうした事態を受け、国といたしましても低所得者の方に対する軽減割合を最大７割から９割に拡大することや、軽減判定方法の見直し、また、特別徴収可能な年金収入基準の見直しなどを行っていると同っております。

本市といたしましては、国における見直しが早急に進められ、高齢者の方が安心できる医療制度となるよう見守っていきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度における資格証明書の件でございますが、本年３月までの中間市国民健康保険加入の７５歳以上の方の国民健康保険税納付状況は約９９％と飛び抜けて高い率を保っております。従って１年以上全く納付されないことによる資格者証明書の対象者はごく少数であり、ほとんどあり得ないこととは思いますが、万が一の場合、そのような状態にならないようにきめ細かい納税相談等を行い、決して機械的な交付を行わないようにと考えております。

３点目の後期高齢者医療制度にかかる「はり・きゅう」助成制度の件でございます。中間市国民健康保険加入者に対しては「はり・きゅう」にかかる費用を助成する制度はございます。福岡県後期高齢者医療広域連合につきましては、この制度の導入を検討しておりましたが、最終的には給付外となっております。結果的に７５歳以上の高齢者に対する「はり・きゅう」にかかる助成はなく、実施するとすれば市独自の事業となります。本市の財政は厳しい状況にはございますが、市民のからの「はり・きゅう」の助成についての要望もありますことから、前向きに考えてまいりたいと思っております。

次に、児童虐待対策につきましてお答えをいたします。

本市におきましては昭和３９年厚生省から家庭における児童福祉の向上を図る施策の一環として福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、児童の福祉に関する専門的な相談指導の強化を図る目的として、家庭児童相談室設置運営要綱の通達を受け、昭和５６年２名の相談員を配置し、業務を開始いたしました。当初は、養護相談が主でございましたが、平成

8年度から虐待相談において増加の兆しが見えてきたことから、情報等を得るためには、関係機関相互のネットワークの構築が必要であるとのことから、平成11年度の1年間の準備期間後、関係機関の積極的な協力によりまして、平成12年4月中間市児童虐待防止ネットワークを23機関で設置いたしました。

本市の家庭児童相談室の体制も男性職員2名、女性職員2名の計4名で対応しており、虐待被害に関する相談業務に限らず、DV相談や不登校、非行、発達の気になる児童の相談についても家庭崩壊や心理的被害に起因することが多いことから、これらの相談についてもネットワークを活用し、関係機関とケース会議等を行い、連携して対応することで必要な支援、指導を有効に対処してまいりました。

平成16年、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に伴い、市町村においては虐待通告、家庭児童相談に関する窓口としての体制整備や要保護児童対策地域協議会の設置が法的に位置づけられたことから、中間市児童虐待防止ネットワークをさらに発展させ、新たに20機関の協力、参加を得るとともに、平成17年4月からは中間市要保護児童対策協議会「中間市はばたけ子ども・ネットワーク」に名称を変更いたしております。

主な参加機関といたしましては、市内保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、中間市民生児童委員会、遠賀中間医師会、県弁護士会、人権擁護委員協議会、遠賀保護区保護司会、折尾警察署、県遠賀保健環境事務所、県中央児童相談所等43機関で48名の委員のご協力のもと活動を行っております。

このネットワーク活動は全国でも先進的であったため、県内外からの行政視察を受け、また厚生労働省主催の虐待防止の全国研修会で発表する機会を得るなど、中間市のネットワークの活動とその成果に注目が集まりました。

しかし、虐待相談は全国でもそうでありますように、中間市でも年々増加を続けております。相談件数は、平成11年度23件でしたが、近年では平成16年度54件、17年度53件、18年度80件と年々増加をいたしております。

また、虐待被害児童は人格形成にも大きな影を落とすことが明らかになり、虐待予防が児童の健全育成に欠かせないこと、また急務であることから、今までの業務に加え、昨年度から新たに職員を1名増員し、若年妊婦、母子を初め、何らかのリスクを抱えている家庭、親のストレスや養育力の欠如から育児不安、そして虐待に陥らないように保健センターの保健師等と連携しながら家庭訪問事業を展開しております。現在、家庭児童相談係は女性職員3名、男性職員2名の専任相談員5名で構成し、児童福祉士、カウンセラー、保育士の有資格者、警察官OBを配置しておりますが、今後ともネットワークを活用し、関係機関との情報交換、母子支援会議等を定期的の実施し、子育て支援家庭訪問、相談業務を充実してまいりたいと思っております。

また、福岡県中央児童相談所は子供の福祉に関するあらゆる相談を受ける専門機関であり、必要に応じて子供の一時保護等も行っており、県中央児童相談所とも連携を密に行い、

保護者が子供に対し、身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことによって子供の心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なわないよう、今後もネットワークを活用した家庭児童相談業務の充実を図ってまいる所存でございます。

学校の耐震化につきましては、教育長の方からお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

学校の耐震化については、草場議員でのご質問でお答えしておりますので、重複する部分もございますが、議員ご質問の「学校の耐震化事業の促進について」お答えいたします。

各小中学校の校舎等の耐震化については、その実施計画を作成する上で、まず学校の優先順位を決める必要があります。このことから、文部科学省が具体的な手法の一つとして示しています「耐震優先度調査」を平成18年度に各小中学校の校舎及び屋内運動場の調査を行っております。結果については、昨年9月議会での青木議員のご質問にお答えしたとおりであります。

昨年度、この優先度調査に基づき実施計画を作成しております。順位については、先ほどの草場議員の答弁でお答えしたとおりでございます。

最終実施年度を平成28年度と定め、全体の概算総事業費を12億円から14億円を予定しております。

今後の小中学校の耐震診断とそれに基づく耐震補強工事については、実施計画に基づき実施してまいりたいと考えております。

議員ご質問の中、国は国庫補助率を原則2分の1から3分の2に引き上げることを検討しているについては、先月の新聞紙上において、「大規模地震で倒壊のおそれが高い校舎の耐震化工事の補助率を引き上げる地震防災対策特別措置法の改正案を今国会で成立を目指す。」また、「全国約13万棟ある校舎のうち、補助率引き上げの対象は、約1万棟の見通し。」と記載されております。この中身について、県の施設担当にお聞きしましても、具体的にどういう基準で、どのような建物が対象になるのかは、現在のところまだはっきりとはしていないとの回答でございました。したがって、その具体的な内容等が明らかになりましたら、その内容等を精査しまして、必要であれば市長部局と協議し、今後の見直し等を検討してまいりたいと考えています。

いずれにしても、学校は子供たちが一日の生活の大半を過ごす場所であり、また、災害時の避難場所にもなっておりますことから、耐震化に伴う安全確保については優先課題として、その予算確保に向け市長部局と協議して考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

再質問いたします。

82歳の人から「4月の年金は2月と比べると8,500円も少なく、1カ月1万8,000円の年金生活になります。息子に食事代を渡すと、手元にはほとんど残らない。」、こういう苦情が寄せられました。

後期高齢者医療制度では、世帯の所得で保険料が算定されるため、少ない年金の人でも均等割の減免対象にならず、年間5万935円も徴収されます。わずかな年金から容赦なく天引きする高齢者いじめの制度とは思いませんか。

市長は、先ほど申しましたように福岡県広域連合議員として施行運営に携わってまいりましたので、十分中身の欠陥はおわかりと思いますけれども、改めて制度が実施されました4月以降いろんな状況、社会、マスコミも含めてお聞きになっていらっしゃると思いますので、今この制度に対する市長の見解をもう一度伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは国におきましても、いろんな発足して初めてわかったこと等も出てきております。これはまさに新しい制度でございまして、最初から100%立派だということも、当然そうあるべきではとは思っておりますけれども、発足する中でいろんな不都合が出てきております。これは国自身も見直しをしていこうという現在動きがございしますので、そういうふうな国の動き等々見きわめていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市長もこの制度は、欠陥だらけだということは、今の答弁で認めますけれども、先ほど市長の答弁の中にありましたように、中間市はこれまでの国保と比べまして後期高齢者医療制度になりますと大体1,602円、月にしまして負担増になるという結果が出てます。これは全国で高くなった頭からいきますと31番目ということで、非常に市民の皆さんの負担が大きくなっているということです。健診制度は老人保健制度の中では実施を県も市も補助してたと思いますが、今回のこの制度によりまして後期高齢者医療制度にはそういう助成をする財政措置がなくなっております。

県としても、ぜひ健診事業の分を財政支援を、というような要望も出てるといふふうに聞いておりますけれども、ぜひ中間市も県の方もこれまで出していた健診事業の支援を出すべきではないかというふうに考えますが、市長のご意見をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

少しこの流れというのをもう少し見きわめないかという思いでございます。他市の状況等ともどんなふうなお考えお持ちなのか、また、まさに組合自体が、連合会自体がどのように思っているのか、まさにこれは今国が見直しをしようという流れが、今できつつございますので、そういうのも含めまして、もう少し様子を見させていただきたいというのが私の思いでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中間市も財政的に厳しい中、助成するというのは非常に厳しいと思いますけれど、県の方はいろんなむだ遣いもやろうとしてますし、ぜひ県の方からの助成を強く議員としても出させていただきたいというふうに思っております。

それと、国保証の取り上げにつきましては、中間市のこれまでの国保の収納率はとても高いので対象者がほとんどいないだろうということですが、1人でもそういう医療保険証がなくなったために病院に行かれず、亡くなられたという事例をつくってはいけないというふうに思います。よその自治体でも、保険証は取り上げないと、こういうふうに言明してる自治体もありますので、そこら辺を市長の姿勢を示していただきたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国保の納税率、これは高いというのは75歳以上の方がしっかり入れていただいているということで、全体的に見ればちょっといろいろございますけども、そういう意味で、先ほど申しましたようにまさに機械的にすることではなく、十分愛情こもった対応をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

愛情こもったということですが、当然中間市は、こういう保険料の徴収の実務は中間市でしますので、分納相談とか、特別な事情の認定というのはあくまで中間市でするので、保険証の取り上げはしないという方向で、ぜひ決意をかたくしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことは、私はしないというふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございます。

それから、今問題になっております65歳から74歳で一定の障害のある人は、後期高齢者医療制度に入るかどうかは選択制です。ところが、北海道と9県、九州で唯一福岡県では、この制度に入らないと、自治体独自の障害者医療助成の対象から外されます。後期高齢者医療制度への加入で、保険料負担が増えるケースも出ております。

厚生労働省は実質加入を強制している10都道府県に見直しを要請すると、こういう事態も生まれております。後期高齢者医療制度を脱退しても、医療費助成の対象から外さないよう対応すべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これも県下足並みというか、そういうふうな連合会つくっておりますので、またそういうふうな私どもだけがどうのこうのということにもならない部分でございますので、改善せないかんところは、またそういうふうな連合会の方で、また議題に上がってくるんじゃないか、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

議題に上がってくるとかいうことではなく、議員としてぜひそういう障害者の声を強く上げていただきたいんですが、その点もう一度確認いたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いずれにいたしましても、私も広域連合の議員でございますので、そういう場面がございましたら声を出していきたいなと思います。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

それから、「はり・きゅう」の助成の件ですが、前向きに考えていきたいということで、ありがたいご返答とは思いますが、前向きといいましても、いろいろあると思うんですよね。9月から補正をしようとか、4月からこうしようとか、そこら辺をご答弁いた

だきたいんですけれども。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これも私、これは今言うように、うちの広域の方では「はり・きゅう」はやらないと、そういうふうな全体的な取り決めをしております。そういう意味も含めまして、これもちょっと今言いますように状況を見ながら前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう市長も調べてご存じかと思いますが、昨年度、これに関する年間費用が120万円です。75歳以上の人たちはそのうち40%しか利用しておりません。そうしましたら年間補助したとしても50万円足らずでできる計算になります。50万円足らずが「はり・きゅう」へぜひ補助してほしいという声に応えていただけないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことも含めまして大体10月ぐらいにやるならば、それぐらいは目安には考えておりますけども、これまた相談しながら、今言いますように行革の中でやっております。そのわずかな金でございまして、担当課あたりとも十分協議しながら私自身は前向きにやりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

前もって担当課の方にもご相談してましたら、やはり何とかしたいと、あとは市長、財政の胸三寸だというふうに聞いておりますので、ぜひ9月なり、10月ですか、（発言の声あり）4月からということで検討していただきたいんですが、もう一度お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど予算額100万円以内の話でございまして。そういうことも含めまして、これはちょっと考えさせて、（「やると、たった50万ですよ、50万」の声あり）本当に前向きに考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。前向きということは何度も言っていただきましたので、（笑声）予算措置されるというふうに期待しております。

後期高齢者医療制度について市長もご存じのように、新聞各紙も世論調査では「評価しない」と答えた人は7割を超えております。また、全国6割以上の医師会が「政治は弱者の目線で行われるべきです。高齢者を尊重できない国は、まともな国とはいえない。」

「国民はだれもが年をとります。年をとれば歯が痛くなり、心臓も弱ってきます。高齢者が増えれば、医療費が増えるのはごく当たり前のことです。その自然増をよしとしない国の姿勢は間違っています。ほかの先進国並みに医療にお金を使っていいはず。」などと、反対や批判の態度を表明しています。

政府は「財源がない」といいますが、日本の医療費はGDP比8%で、先進国でも最低水準です。大企業や高額所得者に対する7兆円の減税や年間5兆円もの軍事費・在日米軍再編の3兆円など歳入や歳出にメスを入れれば、消費税に頼らなくても、安心できる医療、介護、年金など社会保障制度の財源はつくることができます。

後期高齢者医療制度を廃止すべきという国民の声が広がる中、6月6日、「後期高齢者医療制度廃止」法案が参議院本会議で採択されました。後期高齢者医療制度は憲法25条の「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」、14条の「法の下での平等」を踏みにじるものです。後期高齢者医療制度は廃止し、安心して受けられる医療制度になるよう引き続き日本共産党は頑張ってまいります。

次に、児童虐待について再質問をいたします。

受ける相談は直ちに理解できる問題は少なく、難しいものばかりと思います。虐待を行った親に対する指導は、専門の相談員がじっくり話を聞きながら解決策を探っていかなければなりません。

中間市の平成19年度の児童虐待相談件数は320件、相談延べ件数は1,658件ということですが、多種多様な相談を受け、その相談件数に見合う人員の配置や体制づくりが大切だと思います。専門職員の増員を講じるべきと思いますが、市長、再度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今1名増やした中で対応をさせていただいております。こういうふうな大変悲惨な事件等々が起きないように私どもは十分頑張っておりますけども、そういう中でこれは職員、ここに限らず、どこの職場におきましても、現在、行財政改革の中で職員減らしてきてお

ります。今限られた人間でございますけども、職員でございますけども、十分力を発揮していただいて頑張っていたきたいなと、そんな思いであります。

これは5年間で80人ほど削減していこうという大きな流れもございますし、そういう中で、これはこういう場面は増やさないかんということでございましょうけども、現在、5人の職員で対応させて、また、今のところそこを増やしていこうかなという思い、今のところ持っておりませんので、いろんな苦勞をかけていると思いますけども、今の現職員で頑張ってもらいたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

先ほどの答弁の中で、平成2年よりも約4倍の件数というんですか、児童虐待の方が保護されているというふうに聞いておりますし、今の職員の方たち随分頑張って、昼夜を問わず頑張ってあるということは聞いておりますけれど、ぜひそういうところも含めて、そういう職員の人たちが過労死にもならないようにぜひ人員増も検討していただきたいというふうに思います。

それから、子供への虐待は、子供の心や体に取り返しのつかない深い傷となって残ります。また、虐待を受けた子供が保護者になったときの子育てまで影響を及ぼすことがあります。

児童虐待の早期発見、早期支援が本当に不可欠です。死亡事例の約40%はゼロ歳児だと聞いております。若い母親の虐待率が高く、特に孤独な母親へのケアが必要です。虐待に至るケースとして母子手帳の未発行や妊婦健診の未受診など、妊娠期に問題を抱えた事例も増えています。支援の必要な妊婦をどのように把握し支援をしておりますか、お伺いいたします。担当の部長でよろしいです。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

お答えします。

先ほど市長がお答えしましたように妊婦健診を6回ほどやっております。その後によその市町村ではやっておりますけども、中間市におきましては保健センターの保健師と家庭児童相談室の職員とで毎月1回、母子保健会を行っております。

その中で、生まれたお子さんが健診に来ていただくのが本当ですが、4カ月健診、7カ月健診、1歳半健診、3歳児健診というふうに健診を行いまして、見えないお母さんのところに保健師とともに家庭児童相談係が参りまして、事情を調べます。そこで、育児に悩んでるお母さんたちの悩みを聞いたり、子供たちの様子を見ながらいろんな相談業務、施策を打っているところでございます。これは近隣の市町村では少ないと思います。

先ほど言われました家庭児童相談係が5名しかおらんということでございますけども、この近辺では最高に中間市がそろうとるところでございます。仕事は多岐にわたっておりますけども、頑張っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

本市では、職員さんの努力で、「児童の虐待死」などマスコミで報道される事例はないようですが、日常的に虐待を生み出さない地域づくりが大切です。中間市はばたけネットワークは、県下でも、また、先ほどの答弁でもありましたが、全国でも高く評価されていると聞いています。児童虐待の早期発見と緊急かつ適正な対応をするために、さらなる体制の拡充を求めるものです。

次に、学校耐震化について質問いたします。

先ほど草場議員の中で随分答弁されておりましたけれども、平成28年度にすべて完了するというふうに答弁しておりましたが、3年間くりでしますと、このようになりますか、ちょっと疑問とは思いますが、それは後で聞きます。時間ありませんので。

国は、自治体に「耐震性の確保を」とかけ声を上げていますが、学校の施設整備に関する国の予算は1980年度の5分の1に削っています。耐震化が進まない理由は、工事に多額の費用がかかるからです。日本共産党は政府に未実施の耐震診断を国の責任で実施すること、また、すべての学校施設の耐震化が早急に進むよう、さらなる予算の増額を求めています。

以上で終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛です。質問通告に基づきまして質問を行います。

まず、第1点は、入札制度の改善についてであります。

私は、これまで数度にわたって、この入札制度の改善について議会で取り上げてきました。この間相次ぐ官製談合が大きな社会問題になる中で、市長は次のように答弁されています。「官製談合の発生を受けて、国土交通省や総務省及び8自治体により地方自治体における入札制度の適正化や支援方策について協議され、報告書が出された。その報告書を踏まえ、総務省は国土交通省と連携し、地方公共団体に対して平成19年3月30日付で「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」を発表したところです。この通知は、一般競争入札の拡大について、地方自治法上、一般競争入札が原則とされているこ

とから、すべての地方公共団体において一般競争入札の導入を図ること、直ちに導入することが困難な市町村においても、原則として早急な取り組み方針を定め、速やかに実施することとされています。」というように政府による通知をこのように説明し、当中間市としても取り組むことを表明しました。

こういう表明をされてから1年が経過をします。国が言っている「早急な取り組み」からいっても、もう猶予できないところではないでしょうか、進捗状況並びに市長の見解をお伺いをいたします。

次に、教育問題について、先月の半ば過ぎ小学校門前で、「なかま部落解放子ども会」発行のビラが配られました。運動団体による表現の自由は保障されなければならないと思うわけであります。が、配布物の内容によっては、物事の判断を正確に下すには、まだ十分な力をつけていない小・中学生の児童への配布は一考を要するべきだと思われます。

ところで、問題は、教師が子供たちにこのビラの感想文を書くことを宿題として出したということであります。女子高生を暴行し、殺害した事件として逮捕され、裁判が行われて、その判決が下され、そして、その刑に服した事件を公教育の場で教材として取り上げることが本当にふさわしいものかどうかということであります。

このことについての教育長の見解を伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

入札制度の改善につきましてお答えをいたします。

入札制度の改善につきましては、透明性の確保、談合の防止等を図るため、一般競争入札の導入が求められており、種々検討を進めてまいりましたが、特に、本市の市内業者におきましては、体力の脆弱な業者が多く、倒産、廃業などが見られるようになり、状況といたしましては、かなり厳しいと思っております。従来的一般競争では、相当不利になることが想定されますので、市内業者の保護、育成の観点から、基本的には一定条件を付した、いわゆる条件付一般競争入札を導入したいとは考えております。

これに先立ちまして条件付一般競争入札の試行を行うに当たっては、まず、対象となる工事金額の設定や実施をする上での必要事項や条件を定めた実施要綱の整備を図る必要がございます。

さらには、実際に入札を執行するための諸手続きを定めた要領の制定や関係書類を整備するなど、実施に係る作業を本年度中に終了させ、条件付一般競争入札の試行につきましては、なるべく早い時期に実施したいと考えているところでございます。

教育問題のご質問につきましては、教育長の方からお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

宮下議員のご質問についてお答えいたします。

議員ご質問のビラは、部落解放同盟中間市協議会の子ども会が発行しているものです。

ビラの内容は、いわゆる狭山事件に関するものと学校からいじめや差別をなくしていこうという内容のものでございます。このビラは、各小・中学校の校門の外で配られております。

議員ご指摘の「子供たちに、このビラの感想文を書くことが宿題として出された」ということに関しましては、2度にわたって全小・中学校に調査をいたしました。

最初の調査では、そのような報告はありませんでしたが、2回目の調査で、市内の小・中学校の中で、1学級において宿題を出したという事実を確認いたしました。従前からこのようなことのないように校長を通じ指導していたところでございます。いわゆる狭山事件の内容を教材として取り上げることが、教育委員会としても好ましくないととらえております。今後ともこのようなことがないように学校に対しまして指導をしていく所存でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

入札問題についてです。

体力のない業者が多く、そのことも踏まえた制度にしていかなければならない、このことについても、私も十分考える、同意するところであります。

しかしながら、事は市民の税金が多く使われる、しかも95～6%以上の落札率が続くということは許されていけないと思うんですね。そういう意味で、市長もさまざまな実施要綱、これをつくっていく、そのための準備を今までやってきたということですし、今年度中にこれをやり上げたいということも今表明されましたので、それは評価をしたいと思うんですが、最後のところで濁すわけです。なるべく早い時期にと、これは時期を全然何というか、決めてないということは、何事にもそうですけども、きちんとした目標を立てて、それに向けて準備をしていかないと、ずるずるずるずるとその時期が延びていく、こういうことは許されないと思うんですね。そのことを踏まえてもう一度市長に、この時期をきっちりと決めて、そのための準備、今年度中ということになりますと、2年間ということになりますので、それ以上の延期というものは許されないんじゃないかなというふうに思うので、市長の決意を伺いたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、日本の経済も後退ぎみというふうな流れでございます。当然中間市のそういうふうな市内業者の皆さん方も本当に体力的に弱ってる状況でございます。これは議員も十分ご理解いただいてるというふうに思っております。そういう中で、この制度を少し変える、これはどういうふうな影響があるのかなと、大変心配をするところでございます。時期をはっきり明示せえというお話でございます。

しかしながら、今申しましたように日本の経済、今からどんなふうになるかわかりませんし、本当に倒産、廃業されてる業者もいろいろとおるわけでございます。そういうことも考えまして、この流れというのは景気の流れ、市内業者の状況というのは十分考えながらやりたいなという思いでございます。そういう意味で、いついつまでにしたいというはっきりした日にちは状況を見ながら先に決めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今年度という、今6月ですから、さらに10カ月近くはあるんですよ。その中で、今までずっと準備をされてきて、この実施要綱についてきちんとしたことを定めていくということについて、事務方の方では十分準備というのは整えてきてるんじゃないのかな。

だから、いわゆる市長の決断で、これをいつまでにやろうというふうにされていけば、担当課としても、また、担当部局としても、これはそれなりの準備がきちんと整っていくという感触を得ているんですが、ここの点をただ先延ばしにするということではなくて、きちっとした明快な態度を示していただきたいというふうに思います。

それから、そういう意味で、一たん市長も公の場でなかなかなるべく早い時期に実施しますと言ったからには、何月までにやりますということにはなりにくいのかな、というふうにこっちも若干斟酌をしまして、少なくとも今年度中にはきちんと整えて、来年度からやるという方向でいってもらいたい、そういうふうに要望します。

それから次に、教育の問題です。

これは2度の調査にわたって行って、その結果がわかったということで、教育委員会としての取り組みについて十分評価をしたいと思うんです。そして、今なお教育委員会としては学校長を通じて、いわゆる法治国家ですから、日本はね。

そこで、出された裁判の結果について、これを公教育の場で取り扱うということについては、ふさわしくないということは、これまでも一貫して言ってきたということなので、これはぜひ是として、ただ、問題なのはそういう教育委員会の取り組みの中でも、学校の現場の中ではこういう何ですか、同和問題を教材としたような授業が行われているという事実がまだ残ってるということですね。これは厳粛に受けとめて、ここをきちんと本当に全教員が公教育としての現場で行われていく、この問題について過ちだということがきちんとわかるように徹底をしてもらいたいと思います。

私は、例えば、教師の皆さん方が子供たちにさまざまな図書だとか、そういうものを読ませながら、そして、子供たちに感想文を書かせる、また、作文を書かせる、これは子供は考えて、そして、自分の言葉で発表する、これは子供の能力を高めていく大きな教育としてのあり方だと思うんですと思うんです。この点は全く私も同感するわけですけど、問題は教材として取り上げるものが間違ってるということを言わざるを得ないと思うんですね。このこともぜひきちんとより徹底していくようにということを要望したいんですが、教育長のその答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

先ほど答弁でも申し上げましたように、このことに関しては従前から指導しているところでございます。また、部落解放同盟中間市協議会の組織的な問題としても、そのことはきちっととらえられております。そして、学校でこのようなことをすることに対しても、きちんと理解をされております。

今回のようなことが起きたというのは、おっしゃるように一人一人の教員の認識がそこまでなかったんだろうと、教師の認識や学校でそれがストップできなかったというようなこともあるのではないかと思います。240数名の教員が一様の認識に達するということはなかなか個人的にぽっとされたのではないかなというようにとらえ方をしております。

今後とも同和問題、あるいは人権ということについては、人権教育の中で年間を通じてきちっと指導するように計画されているわけですから、今回のような事象になったことについては不適切であったというふうに考えて、今後の指導に生かしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

わずかな教師だと思うんですけれども、まだこういうものが残ってるということはそれだけ根が深いなということを改めて痛感したところなんですけれども、事が起こったときにすぐに対処する、このことがより徹底をさせていくことにもなるかなというふうに思いますので、その点ぜひ強めていってほしいと。

それから、今ちょっと人権の問題が出されましたけども、中間の場合、何か人権といえば同和問題というのがこれまでもるされてきました。それが当然であるかのような学校での教育などでも、今日では薄いと思うんですが、今までされてきました。

しかし、人権といえば憲法だと思うんです。第3章「国民の権利及び義務」という中に、第10条から第40条まで事細かに国民の権利の問題、また、自分の権利だけではなくて、

他人の権利までも尊重していく、こういう思想がきっちりとうたわれてる、このことをよく子供たちに理解するように教育を行っていく、憲法が日本国民としてどうあるべきかということのもとですから、ここをしっかりと押さえていくことが非常に重要ではないかというふうに思います。

そのことを申し上げまして、今回の質問終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、植本種實君。

○議員（4 番 植本 種實君）

私は、中間クラブの植本種實でございます。通告によりまして一般質問をいたします。

まず、介護保険報酬の不正受給についてお尋ねします。

NPO法人が介護保険報酬を不正に受給しました。北九州市を含む6保険者から総額約1億3,000万円の不正です。そのうち中間市の被害は1,300万円と聞いています。この不正事件は、平成16年2月に発生しました。4年以上たちます。今までこの不正事件に対し数多くの議員が質問し、私自身も4回目の質問となります。そのたびに「損害賠償の請求も視野に入れ、6保険者で対応を協議していく」との同じような答弁がされています。この答えだけではいつまでたっても見通しが立たないし、市民も到底納得しません。事件の解決が長引けば長引くほど市民の行政に対する不信感は増し、不正のやり得を許すこととなります。市民の納得のいく解決を速やかに行うべきと思います。今までの経過と今後の対応をお尋ねします。

次に、旧社会福祉センター跡地についてお尋ねします。

垣生にある旧社会福祉センター跡地は、現在使われていませんが、遠賀橋の架け替え工事や県道犬王古月線の整備が終われば、地元代表者を含んだプロポーザル方式で整備していくとの説明を受けています。今月5日に県から、これら一連の工事は来年3月末までに終わるとの説明がありました。今後の計画をお尋ねします。

最後に、地域総合福祉会館「ハピネスなかま」についてお尋ねします。

「ハピネスなかま」はボランティア支援事業、生涯学習推進事業、高齢者福祉事業の推進、健康増進事業の推進と四つの大きな事業を行っています。今からの少子高齢社会へ進んでいく中間市で、市民生活に密着し、大きな役割を果たすのが「ハピネスなかま」であり、その存在は大変重要であると思います。

そこで、「ハピネスなかま」の利用者数やどの地区から何人来て、福祉バスやタクシーで来てるかなどの使用状況をお尋ねします。

また、いろんな資料がある中で、配食サービスの利用者が大きく減っています。17年度から見ると、19年度は約8分の1です。どうしてこういうふうになるのか、お尋ねいたします。

以上であります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

介護保険報酬の不正受給問題についてお答えをいたします。

NPO法人ふれあいの家「青葉園」は既に解散していることから、同法人に対して不正受給の返還請求を行うことはできません。この法人の代表者につきましては、北九州市及び直方市からの告発を受けましたが、最終的には不起訴となり、刑事上の罪は問われませんでした。

したがって、どのように代表者個人の民事責任を問うのか、すなわち代表者が不正にその地位を利用し、違法な行為を行っていたかを立証する必要があります。

当時、当該事業所の監査を行ったのは、福岡県でございまして、福岡県において、事業所の従業員から事情聴取等を行いました、その結果、不正受給が発覚して、県が事業所の指定の取り消しを行うとともに、各保険者に対しまして返還金を請求するように通知がなされたわけでございます。

6保険者による協議の中で、県が有する当時の証拠が、果たして公判を維持できるだけのものであるのか、すなわち代表者個人が不正受給にどこまで関与していたのかを裏づける証拠を有しているのか、訴訟を行う以上勝てる見込みはあるのか、勝ったとしてもそれに見合うだけの額の返還がなされるのか、といった意見もあり、現在は、6保険者が一堂に会した協議ではなく、各保険者それぞれにおいて、顧問弁護士等と相談しながら検討しているところでございます。

この問題につきましては、6保険者全体の問題として、共同で解決に当たることを確認いたしております。本市だけが単独で訴訟等を提起することは、行政間の信頼を損なうものであり、許されるものではないと、そのように思っております。

本市の「訴訟も辞さない」という基本姿勢は変わっておりませんが、すべての保険者において、なかなか結論が出ない状況でございます。今後も引き続き各保険者による協議を重ねるとともに、福岡県の助言や指導を仰ぎながら、この問題に対処してまいりたいと考えております。

次に、旧社会福祉センター跡地利用につきましてお答えをいたします。

平成13年5月に開館いたしました中間市地域総合福祉会館、いわゆる「ハピネスなかま」に、旧社会福祉センターの機能を移転し、市民に各種福祉サービスを提供しているところでございますが、そのことに先立ちます平成12年8月、植本議員を初め地元選出市議会議員及び地元町内会長並びに市職員によります中間市社会福祉センター跡地——建物も含むわけでございますが、利用計画に係るプロポーザル審査委員会を設置し、旧社会福祉センターの施設利用について、専門コンサルタント5社から利用計画の提案を受け検討

してまいりましたが、同センターが都市公園である垣生公園内にありましたことから、都市公園法の規制を受けるため、一定の要件の施設利用となることなどで、決定には至っておりませんでした。

その後、旧社会福祉センターは耐震構造に対応していなかったことや、長期間空き家にするものの維持管理上の問題などもございまして、平成14年度に解体をいたしております。

旧社会福祉センターの跡地利用につきましては、現在、県事業において整備中であります都市計画道路・犬王古月線に隣接しておりますことから、道路事業の完成や公共下水道の整備を待たなくてはなりません。

今日の道路整備状況につきましては、JR福北ゆたか線のアンダー工事を施工中で、本線につきましては平成20年度の完成予定であります。周辺の取り付け道路等を含めると平成21年12月まで完成が遅れるとの報告を福岡県北九州土木事務所の方から受けております。

一方、地方交付税の削減などにより中間市の財政状況は厳しいものがあり、今後、道路工事・公共下水道整備の完成後、跡地利用の整備が可能となりましたら、財政状況を考慮した上で検討したいと考えております。なお、跡地利用につきましては、地元町内会を初め議員の皆様方とも十分協議の上で検討してまいりたいと、そのように思っております。

次に、地域総合福祉会館「ハピネスなかま」についてお答えをいたします。

まず、平成19年度の中間市地域総合福祉会館「ハピネスなかま」の年間利用者数でございますが、浴室利用者1万8,385人、アクアトレーナーなど健康増進事業につきましては9,851人、会議室等1万2,648人、和室利用者1,254人、文化教養室1,824人、舞台2,170人、囲碁・将棋等々で8,170人、ボランティアセンターには5,723人の計6万25人で、1日当たり194人の方にご利用をいただいております。

前年度の利用者数5万8,173人、1日当たり188人と比べますと1,852人、1日当たり6人の増加となっております。

それでは、その利用者がどの地区からどのようにして来館しているかとのことでございますが、この6万25人のうち福祉バスでの利用者は1万9,937人で、それ以外の4万88人は自家用車、バイク、自転車、徒歩などの来館となっております。

また、どの地区からの利用者かといいますと、福祉バスの利用者では中間南小学校区・中間東小学校区・中間西小学校区・底井野小学校区の一部などからの利用者数は8,190人であり、中間小学校区・中間北小学校区・底井野小学校区・中間東小学校区の一部などからの利用者は1万1,747人となっております。

次に、高齢者への配食サービスについてお答えをいたします。

「食」の自立支援事業は、平成18年9月までは、市内に居住するおおむね75歳以上

の独居高齢者等及び高齢者世帯が対象でございまして、当該事業の平成１７年度決算で利用者数延べ３，９４７人、決算額で２，１７５万９，５００円、平成１８年度決算では利用者数延べ１，９７５人、決算額７６４万９，６００円、平成１９年度決算で利用者数延べ４９３人、決算額１８２万１，４００円の歳出でございました。

現在、配食を行うサービスは、平成１８年度の介護保険制度改正に伴い導入されました地域支援事業の「要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図る」という基本理念に基づいて実施し、また「自分でできることはできるだけ自分でする」ことによりまして、個人の残存能力の維持・向上を図り、継続して自立した生活を送ることを目標とする介護保険制度改正の趣旨を踏まえまして、当該事業の栄養改善により、要介護状態の発生やその悪化を予防するために、特定高齢者で栄養改善が必要と認められた方を対象に「食」の自立支援事業、また、要支援・要介護認定者で栄養改善が必要と認められた方を対象に配食サービス事業を実施いたしております。このサービスは、利用者負担額は１食当たり４００円で、栄養バランスのとれた食事を月・水・金曜日の夕方、週３回を限度といたしまして対象者の自宅に配達し、安否確認、健康チェック等もあわせて行っております。

本市におきましては、介護が必要な状態にならないように健康の維持・改善を目的とする国の介護予防事業の趣旨に沿って、介護予防事業一般高齢者施策で、平成１９年度より中間市社会福祉協議会と協働で「ふれあい・いきいきサロン」の活動を積極的に支援いたしております。

この「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者が住みなれた地域で自宅に閉じこもることなく、積極的に外出することにより、生き生きとした生活を送ることができ、互いに声かけや見守りができるように、地区公民館等を利用しながら、気軽に参加できる地域に密着した活動として実施いたしております。

市といたしましても、この「ふれあい・いきいきサロン」を初め、高齢者の健康の維持・改善や見守りという総合的な観点から、介護予防事業を積極的に展開していく所存でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

再質問させていただきます。６保険者で協議してるということですが、それは定期的に行っているんですか。そしてそれはどういう位置づけで行っていますか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

昨年は５月１６日と８月６日に行っております。それ以後については先ほど市長がお答

えしましたように、現在は6保険者が一堂に会した協議ではなく、各保険者のところをお願いしております顧問弁護士そちらと協議しながら、どういうふうな対処するかということで電話等、それとか県の方に連絡をとっております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

ばらばらに協議してるということはもうばらばらに、中間市は中間市の意向で裁判なり訴訟を起こしていいということですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

先ほども市長が申しましたように、6保険者で話をしながら今後の対策を練っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私は特別委員会のようなものをつくって、早急にこの問題を解決すべきと思いますけど、いかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

何度も申し上げますけども、先ほど市長が申しましたようにこの青葉園現在解散しております。それに刑事訴訟を行いましたが無罪になっております。で、民事を考えまして訴訟も辞さないということで、もう何度も議員の方にお話ししておりますが、それをするにしても証拠が要るわけです。実際何もなくて私たち行政が、何といたしますか警察じゃございせんので、張り込みをしたり本人の調査したりそういうことはできません。（「部長、簡潔に答弁してください」の声あり）大変失礼しました。というわけで、一番頼るところは私たちが頼るところは弁護士さんの意見でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

先ほど市長の答弁の中で、不正請求の返還の請求を行うことはできませんというふうに答弁されましたが、それはそれでいいと思いますが、返還の最終期限を平成16年7月

9日とする通知を内容証明及び配達証明で発送していますと言っていますが、これには間違いありませんか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

そういうふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

請求できないと言いながら請求書を送るというのはちょっと矛盾してませんか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

当時、県の方から指示がございまして、送るように言われまして送ったわけでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それはそれとして、そのときの内容証明のときの返還額の請求額は幾らですか。そしてそれは本人が受け取りましたか、または本人が拒否しましたか。受け取りをです。内容証明書の郵便物をです。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

中間市におきましては議員もご存じのように1,364万4,154円でございます。これを当時の山本逸子さんあてに送っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

返金額は1,800万じゃないかと思いますが、その辺の違いはどこにありますか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

全体で1,364万4,154円でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

私の調べるところでは、賦課金というか課徴金が４００万ぐらいあるはずですが。それに延滞金とか含めるともう少し金額が膨らむと思いますけど、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

今までの分を含みますと膨らんでくると思います。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

今ちょっと最後が、幾らですか１，３００万、含めると……。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

今までの課徴金とかいうのは計算しておりません。当時ありました中間市の債務額は１，３６４万４，１５４円というふうにお答えしました。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

だから私の言うところは、返還額というのは１，８００万円近くになるんじゃないですかと聞いてるんです。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

今現在存じておりません。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

その点についてはもう一度調べ直します。それで、この法人の代表は土地などの保全すべき財産を親類へ所有権移転し、登記を行い、返還を不当に逃れようとする悪質な行為を行いましたとあります。そこで、現在この土地はだれの所有でどのようなになっていますか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

当時の今植本議員が言われております土地でございますが、大字垣生にございます。今現在、建物が建っているというふうに認識しております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

そのとおりであります。それで、土地の所有者はだれで建物の所有者はだれかお答えください。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

実は、この建物といいますか今この前議員がちょっと言われました喫茶店ですか、というような格好で出ておると思いますが、これが福祉施設等ございましたら私のところが所管でございます。当然調べに行きますけれども、調査しますけれども、これ福祉施設じゃございません。で、他人の家を勝手に私たちが入って行って、だれのものですかとか調べることはできません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

私は、福祉施設かどうかと尋ねているのではなくて、土地の所有者はだれで建物はだれの建物ですかと尋ねています。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

わかりません。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

わからないなら調べてください。私は調べてます。次に進みます。

それで、月日のたつのは早いもので、関係部長さんも３人目であります。この事件を決して風化させるという気持ちはありません。不正を許さない。そして介護保険制度への信頼をより強くするためにもどうすべきかは明白だと思います。市民が納得して市民の被害を取り戻すのは部長さんの仕事だと思いますので、伊東部長、決意のほどお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

植本議員、以前青葉園が（「部長、決意」の声あり）あ、決意ですか。決意はございません。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

決意がございませんというのは非常に不信感を招く答弁だと私は理解いたしますが、よろしいですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

結構でございます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは先ほど申しましたように、よしんば訴訟をいたしまして勝っても幾ら入るかというのははっきりわからない状況でございます。1億数千万ある中でうちの負債額自身は1,300数十万ということでございますが、これは中間市が単独で裁判をやっても、現実勝っても、逆によそから持っていかれるような状況になりかねないという状況もございまして、なかなかそこまで踏み切るということも難しいなという、費用対効果の面も含めまして。ただ言うように、不正は許さないというそういうふうな思いの中でやることは何でございますけれども、それだけの証拠があるかないかもわかりませんし、勝っても現実どれだけ入るかというのもわからないという状況でございまして、現在、弁護士さんの方にお任せしているというのが状況でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

もう一度ちゃんと調べてもう一回質問いたします。で、不正の追及と経済問題を一緒にしないということはよろしく願います。

次に、社会福祉センター跡地についてお尋ねしますが、プロポーザル委員会は平成12年8月に発足しましたが、この委員会はまだ存在しているんですか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

存在しておりません。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

もう大分前だから存在していないというのは当然かなと思うんですけども、今までの計画を一応白紙に戻して、もう一度新たにプロポーザル委員会なり何か全体的な委員会を立ち上げるべきだと思いますけど、どうですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その当時プロポーザルということで地元のそういうふうな委員会つくっておりました。しかしながら、先ほど申しました事情等々でこの計画流れております。一応、プロポーザルを受けたという時点で組織自体解散したとそんなふうに思っております。しかしながら、最後申しましたように、今回あの地域をどうこうしようという時期には、また地元の皆さん方を含め議会ともどもそういうふうな検討委員会等々はつくっていただきたいと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

川西地区には中間市の建物が少し少ないごとありますので、それから地元の意向も聞いて進めていただきたいと思います。

それから、先ほど僕がちょっとこだわるのは、２１年度ぐらいからスタートするのかなというような答弁のニュアンスだったんですけど、それはそういうことでいいんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

一応、今の取りつけ道路も含めまして２１年の１２月で大体完成いたしますので、形がはっきり見えてきたときに、どのような利用方法があるのか、形状等見ながら、それが過ぎてという時期でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

そういうことでよろしくお願いします。

次に、「ハピネスなかま」についてお尋ねしますが、「ハピネスなかま」は４つの事業

を大きく行っています。それで、何となく表現は悪いですけどチャンポン状態で、そして手狭にあると思いますけども、先ほどの川西地区の社会福祉センター跡地の利用とも関連するんですが、もう少し「ハピネスなかも」の使用状態を整理する必要があると思うけど、どのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

おかげで利用者もたくさんいるようでございます。そういう中で、私自身はどういうふうな整理の仕方をすればいいのかちょっと今のところ検討した経過もございませんが、議員等々のご意見伺いながら検討できるところはしていきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

4つの事業が行われているんですけども、福祉事業とか健康事業そういうのがやっぱり性格が違うから、それぞれに似合った性格の施設をつくるべきだという意見です。それで、そのほかに、施設があいてますので、そういうところにもいろんなボランティアとかそういうのを移していったらどうかという意見です。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうふうな福祉総合センターということで、総合的に能率的に職員配置等々の話も先般ございましたけれども、職員等々有効的に利用したいとそういうふうな思いもありまして、一体的なそういうふうな総合福祉センターの中で対応させていただきたいと。いい施設等々があればまたそういうことも分散ということも考えられますし、また地域地域でそういうふうな拠点づくりも大切ではないかと、そんなふうには思っておりますけれども、現在のところは総合福祉センターの中で一体的に効率的に対応させていただきたいと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

次に配食サービスについてお尋ねいたします。19年度は延べで493人で、実質的には42名というのが先の一般質問のときに宮下議員の質問の中で聞いていますけども、特定高齢者というのは中間市に何人ぐらいおられるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部長の方から回答させます。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

植本議員の今言われている特定高齢者というのは配食サービスの件だと思います。

○議員（４番 植本 種實君）

いえ、全体的に特定高齢者です。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

介護保険改正になった１８年度時点では特定高齢者のチェックリストというのがございまして、そのチェックリストが厳し過ぎて大体６０人強出ておりましたけども、１９年度につきましては特定高齢者が大体２００人強程度今認定されております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

特定高齢者が約２００人おって、そのうちの４２人が計算ですけど配食サービスを受けてる。というのは、残りの約１５０人の人の安否確認、それからこういう配食サービスはどういうふうに、食事はどういうふうな状況になってるんですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

特定高齢者の中で栄養改善が必要な方ということで配食サービスを行っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

その配食のサービスの件はそれでわかりますけども、安否確認とそれから要介護度が進まないためにいろいろ事前に介護予防しなきゃいけないと思うんですが、その辺を行うべきだと思いますが、そこはどうなっているかと聞いてるんです。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

包括支援センターにおきましてその施策を展開しております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

簡単に言うと、元気だからほっといていいというわけではなく、高齢者の方はどんどんどんどんやはり急に弱っていくと思います。だから、こういうふうに配食サービスなんかはむしろ増やしていくべきであって、減らしていくのは僕の意見としては逆行していると、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

先ほど市長が申しましたように１８年度に法が変わりまして、それで少なくなったわけでございます。で、今、この配食サービスも４０人ということでございますけれども、その増員といいますかそれについても今検討中でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

検討中ということで私の一般質問これで終わります。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

以上をもって本日の一般質問を終わります。

なお、あす６月１１日一般質問を引き続き行います。

日程第２．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第７６条の規定により、議長において中家多恵子さん及び佐々木晴一君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後２時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 佐 々 木 晴 一